

## 職員給与規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、職員就業規則第 7 0 条の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）の職員（同規則の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (職員の給与)

第 2 条 職員の給与は、俸給及び諸手当とする。

2 前項の俸給には、第 1 1 条の 2 の規定による俸給調整額を含む。

3 第 1 項の諸手当は、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第 1 9 条の 2 の規定による手当を含む。第 2 4 条本文において同じ。）、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、特定任期付職員業績手当及び在勤手当とする。

### (給与の支給)

第 3 条 職員の給与は、法令等に定めるところにより、職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を現金で直接職員に支給する。

### (俸給)

第 4 条 各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮して決定される。

第 5 条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲及び俸給月額は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- 一 一般職員俸給表（別表第 1）
- 二 技術専門職員俸給表（別表第 2）
- 三 研究職員俸給表（別表第 3）
- 四 任期付研究員（一）俸給表（別表第 4）
- 五 任期付研究員（二）俸給表（別表第 5）
- 六 特定任期付職員俸給表（別表第 6）
- 七 指定職員俸給表（別表第 7）
- 八 医療職員俸給表（別表第 7 の 2）

2 前項の俸給表（以下単に「俸給表」という。）は、全ての職員に適用する。

3 職員（第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員（以下「任期付研究員等」という。）を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこ

れを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。

第6条 理事長は、前条第3項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定する。

2 職員（任期付研究員等を除く。以下この条において同じ。）の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、理事長が別に定める基準に従い決定する。

3 新たに職員となった者の号俸は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合（任期付研究員等が前条第1項第1号から第3号まで又は第8号に掲げる俸給表の適用を受けることとなった場合を含む。）又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、理事長が別に定めるところにより決定する。

5 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、その者の同日前における直近の人事評価（職員就業規則第77条第1項に規定する人事評価をいう。以下同じ。）の結果及び当該人事評価の評価期間以降における勤務成績に応じて、行うものとする。

6 前項の規定により職員（次項及び第8項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である者及び研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上である者にあつては、3号俸）とすることを標準として、理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

7 55歳（技術専門職員俸給表の適用を受ける職員にあつては、57歳）を超える職員の第5項の規定による昇給は、同項の規定に基づいて決定されるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

8 研究職員俸給表の適用を受ける職員であつてその職務の級及び号俸が3級又は4級における最高の号俸を受けるものについて、第5項の規定に基づいて決定されるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合には、その職員の属する職務の級における俸給月額幅の最高額を超えて、理事長が別に定めるところにより、昇給させることができる。この規定により昇給した職員についても同様とする。

9 職員の昇給は、前項に該当する場合を除き、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行わないものとする。

10 職員の昇給は、予算の範囲内で行うものとする。

第7条 任期付研究員（一）俸給表の適用を受ける職員又は任期付研究員（二）俸給表の適用を受ける職員（以下「任期付研究員」という。）の号俸は、その者の知識経験等の度、その者が従事する研究業務の困難及び重要な度等に応じて理事長が別に定める基準に従い決定する。

第8条 特定任期付職員俸給表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）

の号俸は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて理事長が別に定める基準に従い決定する。

第9条 指定職員俸給表の適用を受ける職員（以下「指定職員」という。）の号俸は、その者の占める職に応じて理事長が別に決定する。

（俸給の支給）

第10条 俸給は、毎月16日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その月の15日以降の日のうち、その日に最も近い土曜日、日曜日又は祝日法による休日以外の日。以下「支給定日」という。）に、その月の月額的全額を支給する。

第11条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職（死亡による退職を除く。）をし、又は解雇にされたときは、その日まで俸給を支給する。

3 職員が死亡により退職をしたときは、その月まで俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その月の現日数から職員就業規則第44条第1項（同規則第46条第1項に掲げる職員にあっては、同条第2項）及び同規則第54条第1項に規定する休日並びに同条第2項に規定する代休とした日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（俸給調整額）

第11条の2 職員（任期付研究員等を除く。以下この条において同じ。）の職務の特殊性に基づき、別表第7の3に定める適用区分表（以下「適用区分表」という。）の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる職員に対して、俸給月額のほか、俸給調整額を俸給として支給する。

2 前項の俸給調整額は、当該職員に適用される俸給表及び職務の級に応じて別表第7の4に掲げる調整基本額（その額が俸給月額の100分の4.5を超えるときは、俸給月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（職員就業規則第65条第1項の規定による勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）にあっては、その額に職員就業規則第66条の規定により読み替えられた同規則第40条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、その額が俸給月額の100分の25を超えるときは、俸給月額の100分の25に相当する額（育児短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数

を切り捨てた額) とする。

(俸給の特別調整額)

第12条 理事長は、次に掲げる職員に対して、その職務の特殊性に基づき、俸給月額につき適正な俸給の特別調整額を支給する。

一 労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第2号に規定する監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者として理事長が別に定める職を占める職員

二 企画管理部門において、課、室等の業務を総括する者又はこれに準ずる者として理事長が別に定める職を占める職員

三 研究の統括、調整、指導等を行う者又は高度の知識経験に基づき困難な研究を行う者として理事長が別に定める職を占める職員

2 前項第2号及び第3号に掲げる職員に支給する俸給の特別調整額には、あらかじめ支給する第22条第1項第1号アに掲げる勤務に対する超過勤務手当（職員就業規則第47条の規定による勤務を行う職員（以下「裁量勤務職員」という。）にあっては、第22条第3項の規定により支給する超過勤務手当）が含まれるものとする。

3 前項に規定する「含まれる超過勤務手当」の時間数は、俸給の特別調整額が支給される職員の区分に応じて、理事長が別に定める。

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員（任期付研究員等を除く。以下この条において同じ。）に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下この条において「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの（以下この条において「一般職員9級以上相当職員」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

四 満60歳以上の父母及び祖父母

五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下この条において「一般職員8級相当職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶

養親族（以下この条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族（一般職員9級以上相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職員9級以上相当職員から一般職員9級以上相当職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、人事給与システム（情報システム利用規程（20規程第114号）第2条第10号に掲げる基幹システムのうち農研機構の人事及び給与に関する業務を効率的・効果的に実施することを目的として整備されたシステムをいう。以下同じ。）により、直ちにその旨を理事長又はその委任を受けた者に届け出なければならない。
  - 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般職員9級以上相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
  - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職員9級以上相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般職員9級以上相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般職員9級以上相当職員から一般職員9級以上相当職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職員9級以上相当職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般職員9級以上相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職をし、又は解雇にされた場合においてはそれぞれその者が退職をし、又は解雇にされた日、一般職員9級以上相当職員以外の職員から一般職員9級以上相当職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職員9級以上相当職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職員9級以上相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日

(人事給与システムに係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた日をいう。以下同じ。)の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
  - 一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
  - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族(一般職員9級以上相当職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
  - 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある一般職員9級以上相当職員が一般職員9級以上相当職員以外の職員となった場合
  - 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般職員8級相当職員が一般職員8級相当職員及び一般職員9級以上相当職員以外の職員となった場合
  - 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職員9級以上相当職員以外のものが一般職員9級以上相当職員となった場合
  - 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般職員8級相当職員及び一般職員9級以上相当職員以外のものが一般職員8級相当職員となった場合
  - 七 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

- 第14条 地域手当は、農研機構の事務所(以下単に「事務所」という。)のうち、その所在する地域における民間の賃金水準及び物価等を考慮して、次に掲げる事務所(以下この条において「支給事務所」という。)に在勤する職員に支給する。
- 一 茨城県つくば市、埼玉県さいたま市、東京都港区、東京都小平市及び神奈川県川崎市に所在する事務所
  - 二 静岡県静岡市及び三重県津市に所在する事務所
  - 三 北海道札幌市に所在する事務所
- 2 地域手当の月額、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる支給事務所の区分に応じ、当該各号に定める割合(以下この条において「支給割合」という。)を乗じて得た額とする。
- 一 前項第1号に掲げる事務所 100分の12
  - 二 前項第2号に掲げる事務所 100分の6
  - 三 前項第3号に掲げる事務所 100分の3

- 3 支給事務所に在勤する職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合（この職員が当該異動の日の前日に在勤していた事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する事務所が地域手当を支給されない事務所であるとき、又は当該異動の直後に在勤する支給事務所に係る地域手当の支給割合（以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた支給事務所に係る地域手当の支給割合（理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるときは、異動の円滑を図るため、当該職員には、前2項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合（異動後の支給割合が当該異動後に改定された場合にあつては、当該改定後の異動後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する支給事務所を異にして異動した場合における当該職員に対する地域手当の支給については、理事長が別に定める。
- 一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動後に改定された場合にあつては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）
  - 二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 4 国家公務員、地方公務員又は理事長が別に定める法人に使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「国家公務員等」という。）から引き続き人事交流等により職員となった場合（この職員が当該採用の日の前日に在勤していた官署又は機関（理事長が別に定める地域又は区域に所在するものに限る。以下この項において「指定官署等」という。）に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）において、当該職員が採用の日の前日に指定官署等に在勤していた場合で、当該採用の直後に在勤する事務所が地域手当を支給されない事務所であるとき、又は当該採用の直後に在勤する支給事務所に係る地域手当の支給割合（以下この項において「採用後の支給割合」という。）が当該採用の日の前日に当該指定官署等に在勤するものとした場合に理事長が別に定める地域又は区域に応じた割合に達しないときは、前項の規定により地域手当を支給される職員との権衡を考慮して、当該職員には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該採用の日から2年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が採用後の支給割合（採用後の支給割合が当該採用後に改定された場合にあつては、当該改定後の採用後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該採用の日から2年を経過

するまでの間に更に在勤する支給事務所を異にして異動した場合における当該職員に対する地域手当の支給については、前項ただし書の規定の適用を受ける職員の支給に準ずるものとする。

- 一 当該採用の日から同日以後1年を経過する日までの期間 理事長が別に定める地域又は区域に応じた割合
- 二 当該採用の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 理事長が別に定める地域又は区域に応じた割合に100分の80を乗じて得た割合

（広域異動手当）

第14条の2 職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき理事長が別に定めるところにより算定した事務所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事務所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事務所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として理事長が別に定める場合は、この限りでない。

- 一 300キロメートル以上 100分の10
  - 二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5
- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により同項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなる者については、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となった者（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして理事長が別に定める



ものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつた者には、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

(住居手当)

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員（任期付研究員等を除く。以下この条において同じ。）に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長が定める職員を除く。）
- 二 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に定める額の合計額）とする。

- 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
- ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
- イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
- 二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 職員は、新たに第1項の職員たる要件を具備するに至つた場合には、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、人事給与システムにより、その居住の実情を速やかに理事長又はその委任を受けた者に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合についても、同様とする。

4 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その

日の属する月) から行うものとする。

- 5 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
  - 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
  - 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
  - 二 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
    - ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
    - イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
    - ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

円		
エ	使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,000
円		
オ	使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900
円		
カ	使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800
円		
キ	使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700
円		
ク	使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600
円		
ケ	使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400
円		
コ	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200
円		
サ	使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000
円		
シ	使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800
円		
ス	使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600

三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるとときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当

する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円を支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該人事交流等により職員となった直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 第1項第1号又は第3号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島その他これに準ずる区域（以下「島等」という。）に所在する事務所で理事長が別に定めるものへの通勤のため、当該島等への交通に橋、トンネルその他の施設（以下「橋等」という。）を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金（以下「特別運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（理事長が別に定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 同号に定める額を負担しないものとした場合における前3項の規定による額

6 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間）に係る最初の月の支給定日に支給する。

7 通勤手当が支給される職員につき、退職又は解雇その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

8 職員は、新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、人事給与システムにより、その通勤の実情を速やかに理事長又はその委任を受けた者に届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、同様とする。

一 事務所を異にして異動した場合

二 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

9 通勤手当の支給は、職員が新たに第1項の要件を具備するに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始

し、通勤手当を支給されている職員が退職をし、又は解雇にされた場合においてはそれぞれの者が退職をし、又は解雇にされた日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

10 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合について準用する。

11 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

#### （単身赴任手当）

第17条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。

3 国家公務員等から人事交流等により引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該人事交流等により職員となった直前の住居から当該人事交流等により職員となった直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 職員は、新たに第1項又は前項の職員たる要件を具備するに至った場合には、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、人事給与システムにより、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長又はその委任を受けた者に届け出なければならな

い。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

- 5 単身赴任手当の支給の始期及び終期については、前条第9項及び第10項の規定を準用する。この場合において、当該各項中「通勤手当」とあるのは「単身赴任手当」と、同条第9項中「第1項」とあるのは「第17条第1項又は第3項」と、「前項」とあるのは「第17条第4項」と読み替えるものとする。

(特殊勤務手当)

第18条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務として次に掲げる作業等に従事する職員（指定職員を除く。）には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。ただし、第7号に掲げる業務が国と共同して行われる場合であって、国から職員に対して当該業務に係る特殊勤務手当に相当する金額が支給されるときは、この限りでない。

- 一 地上10m以上のサイロ上で行う牧草類の詰め込み及び取出しの作業
- 二 種雄牛馬の精液の採取の作業又は種雄牛馬の自然交配若しくはこれらの作業の準備のための種雄牛馬を御する作業（一般職員俸給表及び技術専門職員俸給表の適用を受ける職員に限る。）
- 三 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に定める家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業
- 四 家畜伝染病予防法第2条第1項に定める家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ症及び鼻疽に限る。）又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）第14条に定める感染症の病原体に汚染されている区域において患畜の飼育、当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業（一般職員俸給表及び技術専門職員俸給表の適用を受ける職員に限る。）
- 五 次に掲げる東日本大震災に対処するための作業
  - ア 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業
  - イ 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業（アに掲げるものを除く。）
- 六 異常な自然現象等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、著しく特殊な勤務として理事長が認める作業
- 七 南緯55度以南の区域において行う南極地域観測に関する業務

(特地勤務手当等)

第19条 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する次に掲げる事務所（以下「特地

事務所」という。)に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

- 一 鹿児島県西之表市に所在する事務所
- 二 鹿児島県熊毛郡中種子町に所在する事務所
- 三 沖縄県国頭郡東村に所在する事務所
- 四 群馬県吾妻郡嬭恋村に所在する事務所

2 特地勤務手当の月額、理事長が別に定めるところにより算定した特地勤務手当基礎額、次の各号に掲げる特地事務所の区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

- 一 前項第1号及び第2号に掲げる事務所 100分の12
- 二 前項第3号及び第4号に掲げる事務所 100分の4

3 第1項第4号に掲げる事務所に勤務する職員には、毎年11月1日から翌年3月31日までの期間(以下「冬期」という。)以外の期間は、特地勤務手当を支給しない。

第19条の2 職員が事務所を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する事務所が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する事務所又はその移転した事務所が特地事務所又は次に掲げる特地事務所に準ずる事務所(以下「準特地事務所」という。)に該当するときは、当該職員には、当該異動又は事務所の移転の日から6年に達するまでの間、俸給及び扶養手当の月額の合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

- 一 北海道虻田郡真狩村に所在する事務所
- 二 北海道帯広市に所在する事務所

2 国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となって特地事務所又は準特地事務所に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員(任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。)、新たに特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった事務所に在勤する職員でその特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった日前3年以内に当該事務所に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、準特地事務所に在勤する職員には、冬期以外の期間は、前2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

4 前3項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員が第14条の2の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員である場合における特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給与の減額)

第20条 職員(次項に掲げる職員を除く。)が正規の勤務時間(職員就業規則第49条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)が割り振られた日において勤務しないときは、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除

き、その勤務しない時間につき、第24条に規定する1時間当たりの給与額にその勤務しない時間に乗じて得た額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減額して給与を支給する。

- 2 裁量勤務職員が勤務日（同規則第44条第1項及び第54条第1項に規定する休日以外の日をいう。）において勤務しないときは、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない日1日につき、第24条に規定する1時間当たりの給与額に7.75を乗じて得た額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減額して給与を支給する。

（給与の半減）

第21条 職員が負傷（業務上の負傷及び通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第1項第3号に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき俸給の半額を減ずる。

（超過勤務手当）

第22条 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間以外の時間にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、第12条第1項第1号に掲げる職員及び理事長が別に定める職員（以下この項において「管理監督職員」という。）にあっては、第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる勤務については、超過勤務手当は支給しない。

一 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれに定める割合

ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の125

イ 深夜（午後10時から翌日の午前5時をいう。以下同じ。）における勤務 100分の150（管理監督職員及び裁量勤務職員にあっては100分の25）

二 休日（職員就業規則第44条第1項（同規則第46条第1項の規定による勤務を行う職員にあっては、同条第2項）に規定する休日をいう。次号において同じ。）のうち、法定休日（同規則第44条第2項（同規則第46条第1項の規定による勤務を行う職員にあっては、同条第3項）に規定する法定休日をいう。次号において同じ。）以外の日における勤務 次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれに定める割合

ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の135

イ 深夜における勤務 100分の160（管理監督職員にあっては100分の25）

三 休日のうち、法定休日における勤務 次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれに定める割合

ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の135



- イ 深夜における勤務 100分の160（管理監督職員にあっては100分の25）
- 2 前項の規定により超過勤務手当を支給する場合において、当該職員がした正規の勤務時間以外の時間に勤務した時間が超過勤務手当の支給算定期間（月の初日からその月の末日までの期間をいう。）の初日から起算して60時間を超えたときは、その60時間を超えて勤務した全時間に係る同項各号の規定の適用については、同項第1号ア中「100分の125」とあるのは「100分の150」と、同号イ中「100分の150」とあるのは「100分の175」と、同項第2号ア及び第3号ア中「100分の135」とあるのは「100分の160」と、同項第2号イ及び第3号イ中「100分の160」とあるのは「100分の185」とする。
  - 3 裁量勤務職員には、1時間につき第24条に規定する1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額の15時間相当の額を超過勤務手当として支給する。
  - 4 第12条第1項第2号及び第3号に掲げる職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「全時間」とあるのは「全時間（第1号アに掲げる勤務にあっては、第12条第3項の規定により理事長が別に定める時間数を超える時間）」とする。
  - 5 職員就業規則第54条第2項の規定により代休を取得した場合の当該休日（同項第2号に掲げる場合にあっては、当該振り替えて休日とされた日）に行った勤務又は同条第3項の規定により代休を取得した場合の当該休日に行った勤務に係る超過勤務手当の支給に当たっては、代休が同一月内に取得された場合に限り、これらの勤務の区分に応じた第1項及び第2項の規定に定める割合から同条第2項の規定により代休とした勤務日又は同条第3項の規定により代休とした勤務日の勤務時間に係る割合（100分の100）を減じた割合をもって算定することができる。

（端数計算）

第23条 第20条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額及び同条第2項に規定する1時間当たりの給与額並びに前条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により勤務1時間につき支給し、及び同条第3項の規定により1時間につき支給する超過勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（勤務1時間当たりの給与額等の算出）

第24条 第20条第1項及び第22条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第20条第2項及び第22条第3項に規定する1時間当たりの給与額は、俸給の月額、俸給の月額に対する地域手当、広域異動手当及び特勤勤務手当の月額並びに次の各号に掲げる手当が支給される場合にあっては当該各号に定める額の合計額を、別に定める1月当たりの勤務時間数で除して得た額とする。

- 一 特殊勤務手当 給与期間中において正規の勤務時間以外の時間に行った第18条各号に掲げる作業に係る特殊勤務手当の額
- 二 寒冷地手当 第30条第2項の規定を適用した場合に得られる寒冷地手当の額

(期末手当)

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第27条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（指定職員を除く。以下この条において同じ。）に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が職員就業規則第44条第1項に規定する休日に当たるときは、その直前の当該休日以外の日。以下この条から第27条第1項までにおいてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職（同規則第13条第1号から第4号まで又は第6号に掲げる事由による退職に限る。第29条まで及び第33条第7項において同じ。）をし、又は解雇（同規則第10条第2項又は第18条の規定による解雇に限る。第29条まで及び第33条第7項において同じ。）にされた職員（第33条第7項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（理事長が別に定める特定管理職員（第28条第2項において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

3 任期付研究員及び特定任期付職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職をし、又は解雇にされた職員にあつては、退職をし、又は解雇にされた日現在）において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

5 一般職員俸給表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として理事長が別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員その他の理事長が別に定める職員にあつては、その額に俸給月額の100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となった者の第2項に掲げる在職期間の区分は、当該採用前の機関に在職していた期間を職員として在職していた期間とみなした場合に得られる区分とする。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第83条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- 二 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職をし、又は解雇にされた職員で、その退職をし、又は解雇にされた日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 三 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第27条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職をし、又は解雇にされたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職をし、又は解雇にされた日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- 二 退職をし、又は解雇にされた日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、農研機構の業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、理事長が別に定める期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消すものとする。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
  - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過し

た場合

- 4 前項の規定は、理事長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

(勤勉手当)

第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（任期付研究員等を除く。以下この条において同じ。）に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が職員就業規則第44条第1項に規定する休日に当たるときは、その直前の当該休日以外の日。以下この条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職をし、又は解雇にされた職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って得られる割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、農研機構において支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれの基準日現在（退職をし、又は解雇にされた職員にあつては、退職をし、又は解雇にされた日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定管理職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額を超えないものとする。

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

- 4 第25条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第28条第3項」と読み替えるものとする。

- 5 国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となった者の第2項に掲げる勤務期間の区分は、当該採用前の機関に勤務していた期間を職員として勤務していた期間とみなした場合に得られる区分とする。

- 6 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、当該各条中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、第26条中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第28条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(期末特別手当)

第29条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する指定職員に対して、それぞれ6月30日及び

- 1 2月10日（これらの日が職員就業規則第44条第1項に規定する休日に当たるときは、その直前の当該休日以外の日。以下この条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これら基準日前1箇月以内に退職をし、又は解雇にされた指定職員（第33条第7項の規定の適用を受ける指定職員及び理事長が別に定める指定職員を除く。）についても、同様とする。
- 2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ理事長が別に定める額を減じて得た額）とする。
- 一 6箇月 100分の100
  - 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
  - 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
  - 四 3箇月未満 100分の30
- 3 前項の理事長が別に定める額は、期末特別手当の支給を受ける指定職員が同項に規定する在職期間において職員就業規則第83条又は第84条の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、次項に規定するそれぞれの月額合計額に100分の20を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる前項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間に応ずる同項各号に定める割合を乗じて得た額を超えるものであってはならない。
- 4 第2項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職をし、又は解雇にされた指定職員にあっては、退職をし、又は解雇にされた日現在）において指定職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額（理事長が別に定める指定職員以外の指定職員にあっては、その額に俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額）を加算した額とする。
- 5 第26条及び第27条の規定は、第1項の規定による期末特別手当の支給について準用する。この場合において、当該各条中「期末手当」とあるのは「期末特別手当」と、「職員」とあるのは「指定職員」と、第26条中「前条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第29条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。
- 6 国家公務員等から引き続き人事交流等により指定職員となった者の第2項に掲げる在職期間の区分は、当該採用前の機関に在職していた期間を指定職員として在職していた期間とみなした場合に得られる区分とする。

（寒冷地手当）

第30条 職員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において、次に掲げる職員のいずれかに該当する職員（以下この

条において「支給対象職員」という。) に対しては、寒冷地手当を支給する。

- 一 別表第8に掲げる地域に所在する事務所に在勤する職員
  - 二 別表第8に掲げる地域以外の地域に所在する事務所のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する事務所との権衡上必要があると認められる事務所として理事長が別に定めるものに在勤する職員であって、寒冷及び積雪の度を考慮して理事長が別に定める区域に居住するもの
- 2 支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の 区 分	世 帯 等 の 区 分		
	世 帯 主 で あ る 職 員		そ の 他 の 職 員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1 級 地	2 6 , 3 8 0 円	1 4 , 5 8 0 円	1 0 , 3 4 0 円
2 級 地	2 3 , 3 6 0 円	1 3 , 0 6 0 円	8 , 8 0 0 円
3 級 地	2 2 , 5 4 0 円	1 2 , 8 6 0 円	8 , 6 0 0 円
4 級 地	1 7 , 8 0 0 円	1 0 , 2 0 0 円	7 , 3 6 0 円
備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって別表第8に掲げる地域又は理事長が別に定める地域に居住する扶養親族がないもののうち、第17条第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（理事長が別に定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして理事長が別に定めるものを含むものとする。			

- 3 第1項第2号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における前項の表に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、同表4級地の項に掲げる額とする。
- 4 第21条の規定の適用を受ける職員その他理事長が別に定める職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、理事長が別に定める額とする。
- 5 支給対象職員が、理事長が別に定める場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前3項の規定にかかわらず、第2項又は第3項の規定による額を超えない範囲内で、理事長が別に定める額とする。
- 6 第2項の表に掲げる地域の区分は、別表第8のとおりとする。

(任期付研究員業績手当)

第31条 任期付研究員業績手当は、12月1日（以下この条において「基準日」という。）に在職する任期付研究員のうち、採用された日から当該基準日までの間（任期付研究員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）に、第7条の規定により号俸が決定された際に期待された研究成果、研究活動等に照らして特に顕著であると認められる研究業績を挙げた者に対して、当該基準日の属する月の第25条第1項に規定する期末手当

の支給日に支給する。

- 2 任期付研究員業績手当の額は、基準日においてその者が受ける俸給月額に相当する額とする。

(特定任期付職員業績手当)

第31条の2 特定任期付職員業績手当は、12月1日(以下この条において「基準日」という。)に在職する特定任期付職員のうち、採用された日から当該基準日までの間(特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間)に、第8条の規定により号俸が決定された際に期待された業績に照らして特に顕著であると認められる業績を挙げた者に対して、当該基準日の属する月の第25条第1項に規定する期末手当の支給日に支給する。

- 2 特定任期付職員業績手当の額は、基準日においてその者が受ける俸給月額に相当する額とする。

(在勤手当)

第31条の3 在勤手当は、理事長の命を受け日本国外に駐在し農研機構の業務を行う職員(以下「在外職員」という。)に対して支給する。(理事長が別に定める職員を除く。)

- 2 在勤手当の種類は、在勤基本手当、在外住居手当、配偶者手当及び教育手当とする。
- 3 在外職員には、第14条から第19条の2までの規定にかかわらず、同条に規定する手当は支給しない。

(在勤基本手当)

第31条の4 在勤基本手当は、在外職員が日本国外において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するために支給する。

- 2 在勤基本手当の月額は、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令(昭和49年政令第179号。以下「政令」という。)別表第1中の所在国又は所在地及び号の別によって定める額を上限として支給する。
- 3 前項に規定する号の適用については、理事長が別に定める。
- 4 在勤基本手当は、在外職員が在勤地に到着した日の翌日から、帰国(出張のための帰国を除く。)を命ぜられて在勤地を出発する日又は新在勤地への転勤を命ぜられて旧在勤地を出発する日の前日まで(以下「在勤基本手当の支給期間」という。)支給する。
- 5 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在勤基本手当を支給する。
- 6 在勤基本手当の支給期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された在外職員で、在勤地を出発した日から在勤地に到着する日までの期間が60日を超えるものには、第4項の規定にかかわらず、60日を超える期間についての在勤基本手当は支給しない。

(在外住居手当)

第31条の5 在外住居手当は、在外職員が日本国外において勤務するのに必要な住宅費に充当するために支給する。

2 在外住居手当の月額、在外職員が居住している家具付きでない住宅の1箇月に要する家賃の額（在外職員が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額）から政令別表第2中の所在国又は所在地の控除率を乗じて得た額を控除した額に相当する額とする。ただし、同表中の所在国又は所在地及び号の別によって限度額欄で定める額（次項において「限度額」という。）を限度とする。

3 前項に規定する号の適用については、理事長が別に定める。

4 第2項ただし書（限度に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は子（主として在外職員の収入によって生計を維持している者に限る。）を伴う在外職員以外の者に支給する在外住居手当の月額の限度は、限度額の100分の80に相当する額とする。

5 在外住居手当は、在勤基本手当の支給期間、支給する。

6 在外住居手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員には、前項の規定にかかわらず、180日以内においてその事故の存する間、従前のおり在外住居手当を支給することができる。

7 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在外住居手当を支給する。

8 在外職員は、次の各号に掲げる場合には、理事長が定める様式の在外住居届に、契約書、領収書その他証拠書類を添えて、理事長又はその委任を受けた者に届け出なければならない。

一 新たに在外住居手当支給の要件を具備するに至った場合

二 在外住居手当支給の要件を欠くに至った場合

三 賃貸借の契約の更改、転居その他の理由により家賃等の額が改定された場合

(配偶者手当)

第31条の6 配偶者手当は、配偶者（在外職員を除く。）を伴う在外職員に支給する。

2 配偶者手当の支給額は、配偶者手当を受ける在外職員が現に受ける在勤基本手当の支給額の100分の20に相当する額とする。

3 配偶者手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の配偶者が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日（在外職員の配偶者が当該在外職員の在勤地において配偶者となった場合にあっては、配偶者となった日）から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その配偶者がその日の前に帰国する場合にあってはその配偶者が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなった場合又は死亡した場合にあっては、配偶者でなくなった日又は死亡した日）まで、支給する。

4 在勤基本手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員には、前項の規定にかかわらず、180日以内の期間においてその事故の存する間、従前のおり配偶者手当を支給することができる。



- 5 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで配偶者手当を支給する。
- 6 配偶者手当を受ける在外職員の第13条の規定による扶養手当は、配偶者に係る分は、支給しない。

(教育手当)

第31条の7 教育手当は、在外職員の子のうち次に掲げるもので主として当該在外職員の収入によって生計を維持しているもの（以下この条において「支給対象者」という。）が本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。

一 4歳以上18歳未満の子

二 18歳に達した子であって、就学する学校（支給対象者の就学地における教育制度による大学又はこれに準ずる学校をいう。）において、18歳に達した日から、19歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算して1年を経過する日までの間にあるもの

2 教育手当の月額は、支給対象者1人につき8,000円とする。

3 教育手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の支給対象者（次項の規定に該当するものを除く。以下この項において同じ。）が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日（在外職員の支給対象者が当該在外職員の在勤地において支給対象者に該当することとなった者である場合にあっては、支給対象者に該当することとなった日）から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その支給対象者がその日の前に帰国する場合（その地を出発する日からその地に帰着する日までの期間が60日以内である場合を除く。）にあってはその支給対象者が帰国のためその地を出発する日の前日、その支給対象者がその日の前に支給対象者に該当しないこととなった場合又は死亡した場合にあっては支給対象者に該当しないこととなった日又は死亡した日）まで、支給する。ただし、その期間が60日以内である場合は、この限りでない。

4 在外職員の支給対象者が当該在外職員の在勤地及び本邦以外の地において学校教育その他の教育を受ける場合には、その地において当該教育を受けることにつき相当の事情があると認める場合に限り、前項の規定に準じて、当該在外職員に教育手当を支給する。

5 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで教育手当を支給する。

6 前3項に定めるもののほか、第3項ただし書の期間がやむを得ない事情により60日以内の期間にとどまることとなった場合の教育手当の支給期間の特例その他教育手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

7 在外職員は、次の各号に掲げる場合には、理事長が定める様式の教育手当支給対象者届に、証拠書類の写しを添えて、理事長又はその委任を受けた者に届け出なければならない。

一 新たに支給対象者たる要件を具備するに至った者がある場合

二 支給対象者たる要件を欠くに至った者がある場合

(育児短時間勤務職員についての特例)

第32条 育児短時間勤務職員についての第5条から前条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第1項	による	による。ただし、職員就業規則第65条第1項の規定による勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の俸給月額、それぞれ当該俸給表に定める俸給月額に、同規則第66条の規定により読み替えられた同規則第40条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第11条第4項	職員就業規則第44条第1項（同規則第46条第1項に掲げる職員にあっては、同条第2項	職員就業規則第66条の規定により読み替えられた同規則第44条第1項（同規則第46条第1項に掲げる職員にあっては、同規則第66条の規定により読み替えられた同規則第46条第2項
第16条第2項第2号	定める額	定める額（育児短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が別に定める職員にあっては、その額から、その額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）
第22条第1項第1号ア	100分の125	100分の125（ただし、正規の勤務時間以外の時間に勤務した時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては100分の100）
第22条第1項第1号イ	100分の150	100分の150（ただし、正規の勤務時間以外の時間に勤務した時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては100分の125）
第22条第3項	15時間	15時間に算出率を乗じて得た時間
第22条第4項	理事長が別に定める時間数	理事長が別に定める時間数に算出率を乗じて得た時間数
第25条第4項	俸給及び扶養手当の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額
第25条第5項、第28条第3項及び第29条第4項	俸給の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額

(休職者等の給与)

第33条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しく

は疾病にかかり、職員就業規則第57条第1項の規定により病気休暇を取得したときは、その病気休暇の期間中、給与の全額からその者に支給される労働者災害補償保険法第14条の規定による休業補償給付の額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第3条の規定による休業特別支給金の額の合計額（以下「休業補償給付等の額」という。）を差し引いた額の給与を支給する。

- 2 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者が休職にされていなかったとしたならば支給される給与の全額からその者に支給される休業補償給付等の額を差し引いた額の給与を支給する。
- 3 職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 4 職員が前2項以外の心身の故障により職員就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 5 職員が職員就業規則第17条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。
- 6 職員が職員就業規則第17条第1項第3号から第6号までに掲げる事由のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、理事長が別に定めるところにより、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。
- 7 第3項、第4項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第25条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職をし、又は解雇にされたときは、同項に定める支給日に、当該各項の例による額の期末手当又は期末特別手当を支給する。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当又は期末特別手当の支給については、第26条及び第27条の規定を準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは「第33条第7項」と読み替えるものとする。
- 9 第3項、第4項又は第6項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内において、第30条第1項に規定する者に該当するときは、同条に定めるところにより、寒冷地手当を支給する。

（在籍派遣職員の給与）

第34条 職員就業規則第20条又は第21条の規定により派遣にされている職員には、その派遣の期間中、給与の100分の100以内を支給することができる。

(短期従事職員の給与)

第34条の2 職員が、短期従事（職員就業規則第38条の2に規定する短期従事をいう。）の許可を受けて勤務しなかった期間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額を減額して給与を支給する。

- 一 裁量勤務職員以外の職員 その勤務しなかった期間の1時間につき、第24条の規定による勤務1時間当たりの給与額
- 二 裁量勤務職員 その勤務しなかった期間の1日につき、第24条の規定による1時間当たりの給与額に7.75を乗じて得た額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

2 前項第1号に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(育児休業等職員の給与)

第35条 第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業（職員就業規則第64条第1項に規定する育児休業をいう。以下同じ。）をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある者には、同条第5項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 第28条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある者には、職員就業規則第64条第5項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

3 第29条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている指定職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある者には、職員就業規則第64条第5項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末特別手当を支給する。

4 職員就業規則第65条の3第4項の「別に定める勤務1時間当たりの給与額」とは、第24条の規定による勤務1時間当たりの給与額とする。

(介護休業等職員の給与)

第36条 第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業（職員就業規則第67条第1項に規定する介護休業をいう。以下同じ。）をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある者には、同条第5項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 第28条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある者には、職員就業規則第67条第5項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

3 第29条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている指定職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が別に定めるこれに相当す

る期間を含む。)がある者には、職員就業規則第67条第5項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末特別手当を支給する。

- 4 職員就業規則第68条第3項の「別に定める勤務1時間当たりの給与額」とは、第24条の規定による勤務1時間当たりの給与額とする。

(給与の非常時支給)

第37条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これに準ずる非常の費用に充てるために給与を請求した場合には、俸給の支給日前であっても、請求の日までの給与を日割り計算により支給する。

(情報システムによる手続)

第38条 この規程に基づく届出の手続(人事給与システムによるものを除く。次項において同じ。)は、情報システム(情報システム利用規程第2条第9号に規定する情報システムをいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の情報システムを使用する方法により行われた手続は、情報システムに係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに行われたとみなす。

(雑則)

第39条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

2～6 削除

(俸給月額に関する特例措置)

7 平成24年3月に支給する俸給の月額について、別表第6の俸給表の適用を受ける職員でその号俸が6号俸以上の職員、別表第7の俸給表の適用を受ける職員でその号俸が4号俸以上の職員にあっては、それぞれの別表の該当するそれぞれの号俸に規定する俸給月額(独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程の一部を改正する規程(18規程第11-11号。以下「18改正規程」という。)附則第9項から第11項までの規定が適用される職員にあっては、同規程附則第9項から第11項までの規定による俸給を含む。)に100分の85を乗じて得た額を俸給の月額とする。ただし、生物系特定産業技術研究支援センター所長の職を占める職員にあっては、同年4月に支給する俸給の月額についても、同様とする。

8 18改正規程附則第9項に規定する「その者の受ける俸給の月額」の適用及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員退職手当支給規程(18規程第89号)第

5条第1項及び第6条第1項に規定する「その者の俸給月額」の適用については、前項の特例措置がなかったものとして算出される俸給月額をもって、それぞれ、当該「その者の受ける俸給の月額」及び「その者の俸給月額」とする。

(給与の減額の措置)

9 平成24年5月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、職員に対する俸給の月額(18改正規程附則第9項から第11項までの規定による俸給(以下「経過措置額」という。))を含み、当該職員が第21条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた俸給の月額(経過措置額を含む。)をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、俸給の月額から、俸給の月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸 給 表	職務の級又は号俸	割 合
一般職員俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
技術専門職員俸給表	3級以下	100分の4.77
	4级以上	100分の7.77
研究職員俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5级以上	100分の9.77
任期付研究員(一)俸給表	1号俸から3号俸まで	100分の7.77
	4号俸以上	100分の9.77
任期付研究員(二)俸給表	全ての号俸	100分の7.77
特定任期付職員俸給表	1号俸から4号俸まで	100分の7.77
	5号俸以上	100分の9.77
指定職員俸給表	全ての号俸	100分の9.77

10 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 俸給の特別調整額 当該職員の俸給の特別調整額の月額に100分の10を乗じて得た額
- 二 地域手当 当該職員の俸給の月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率

を乗じて得た額及び当該職員の俸給の特別調整額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額

三 広域異動手当 当該職員の俸給の月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の俸給の特別調整額に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額

四 特地勤務手当 当該職員の俸給の月額に対する特地勤務手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

五 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

六 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

七 期末特別手当 当該職員が受けるべき期末特別手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

八 任期付研究員業績手当又は特定任期付職員業績手当 当該職員の俸給の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

九 第33条第1項から第7項まで又は第34条の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のアからカまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからカまでに定める額

ア 第33条第1項又は第2項 前項及び前各号に定める額から当該職員に支給される休業補償給付等の額を差し引いた額

イ 第33条第3項又は第4項 前項並びに第2号、第3号、第5号及び第7号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第33条第5項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第33条第6項 前項並びに第2号、第3号、第5号及び第7号に定める額に、同条第6項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第33条第7項 第5号又は第7号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第6項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、同各号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

カ 第34条 前項並びに第2号、第3号、第5号及び第7号に定める額に、同条の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

（勤務1時間当たりの給与額等の算出に関する特例措置）

11 特例期間においては、第20条、第22条、第34条の2、第35条又は第36条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第24条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給の月額、俸給の月額に対する地域手当、広域異動手当及び特地勤務手当の月額の合計額を、同条に規定する別に定める1月当たりの勤務時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(55歳を超える職員の俸給の減額支給等の措置の特例)

- 12 特例期間においては、附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する附則第9項、附則第10項第2号、第3号、第5号、第6号及び第9号並びに前項の規定の適用については、附則第9項中「、俸給の月額に」とあるのは「、俸給の月額から附則第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、附則第10項第2号中「俸給の月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給の月額に対する地域手当の月額から附則第2項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「俸給の月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給の月額に対する広域異動手当の月額から附則第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から附則第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から附則第2項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第9号ア中「前項及び前各号」とあるのは「附則第12項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号イ、エ及びカ中「前項並びに第2号、第3号、第5号及び第7号」とあるのは「附則第12項の規定により読み替えられた前項並びに第2号、第3号、第5号及び第7号」と、同号ウ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「附則第12項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第3号」と、同号オ中「第5号又は第7号」とあるのは「附則第12項の規定により読み替えられた第5号又は第7号」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から附則第5項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(端数計算)

- 13 第9項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(平成24年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

- 14 平成24年12月に期末手当又は期末特別手当(以下この項において「期末手当等」という。)が支給される職員(同年4月1日から同月30日までの期間において、在職しなかった職員及び俸給を支給されなかった職員を除く。)に対する当該期末手当等の額は、職員給与規程第25条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第29条第2項から第4項まで(第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第6項、第33条第1項から第4項まで及び第6項、第7項若しくは第34条又は附則第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下この項において「基準額」という。)から、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員給与規程の一部を改正する規程(24規程第11-31号。以下この項において「平成24年改正規程」という。)附則第2項及び平成24年改正規程による改正後の職員給与規程附則第9項から第13項までの規定が同月1日から適用されていたとしたならば同月分として同各項の規定によりそれぞれ減ずることと



なる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

（平成26年6月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

15 平成26年6月に期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）が支給される職員のうち、平成24年4月1日から引き続き在職している者（同年5月1日に適用されていた俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（18改正規程附則第9項から第11項までの規定の適用を受けない職員に限る。）を除く。）に対する当該期末手当等の額は、第25条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第29条第2項から第4項まで（第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第6項、第33条第1項から第4項まで及び第6項、第7項若しくは第34条又は附則第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から、平成26年6月1日（当該支給される期末手当等について第25条第1項後段、第29条第1項後段又は第33条第7項の規定の適用を受ける職員にあっては、その退職をし、又は解雇にされた日）において当該職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（第17条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特地勤務手当の月額（附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に100分の3.67（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

俸 給 表	職務の級	号 俸
一般職員俸給表	1 級	1 号俸から 9 3 号俸まで
	2 級	1 号俸から 7 6 号俸まで
	3 級	1 号俸から 6 0 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 4 号俸まで
	5 級	1 号俸から 3 6 号俸まで
	6 級	1 号俸から 2 8 号俸まで
	7 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
	8 級	1 号俸から 4 号俸まで
技術専門職員俸給表	1 級	1 号俸から 1 2 1 号俸まで

	2 級	1 号俸から 8 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 7 6 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 8 号俸まで
	5 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
研究職員俸給表	1 級	1 号俸から 1 0 8 号俸まで
	2 級	1 号俸から 8 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 5 2 号俸まで
	4 級	1 号俸から 3 6 号俸まで
	5 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
任期付研究員（一）俸給表		1 号俸から 3 号俸まで
任期付研究員（二）俸給表		全ての号俸
特定任期付職員俸給表		1 号俸から 3 号俸まで

（平成 2 7 年 1 2 月に支給する勤勉手当等に関する特例措置）

1 6 平成 2 7 年 1 2 月に支給する勤勉手当に関する第 2 8 条第 2 項前段の規定の適用については、同項中「得られる割合を」とあるのは、「得られる割合に 1 0 0 分の 1 0 を加えた割合を」とする。この場合において、附則第 2 項第 5 号の規定の適用については、同号中「第 2 8 条第 2 項」とあるのは、「附則第 1 6 項の規定により読み替えて適用する第 2 8 条第 2 項」とする。

1 7 平成 2 7 年 1 2 月に支給する勤勉手当、期末手当及び期末特別手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 勤勉手当が支給される職員のうち、理事長が別に定める者 前項の規定により読み替えられた第 2 8 条第 2 項及び同条第 3 項から第 6 項まで（第 3 2 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される勤勉手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ 1 0 0 分の 1 5（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額を加えた額

二 期末手当が支給される職員（勤勉手当が支給される職員を除く。）のうち、理事長が別に定める者 第 2 5 条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）並びに第 4 項及び第 5 項（第 3 2 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ 1 0 0 分の 1 5（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額を加えた額

三 期末特別手当が支給される職員のうち、理事長が別に定める者 第29条第2項から第4項まで（第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ100分の15（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額を加えた額

（平成28年12月に支給する勤勉手当等に関する特例措置）

18 平成28年12月に支給する勤勉手当、期末手当及び期末特別手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 勤勉手当が支給される職員のうち、理事長が別に定める者 第28条第2項及び同条第3項から第6項まで（第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される勤勉手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ100分の15（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額を加えた額

二 期末手当が支給される職員（勤勉手当が支給される職員を除く。）のうち、理事長が別に定める者 第25条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）並びに第4項及び第5項（第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ100分の15（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額を加えた額

三 期末特別手当が支給される職員のうち、理事長が別に定める者 第29条第2項から第4項まで（第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ100分の15（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額を加えた額

（平成29年12月に支給する勤勉手当等に関する特例措置）

19 平成29年12月に支給する勤勉手当、期末手当及び期末特別手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 勤勉手当が支給される職員のうち、理事長が別に定める者 第28条第2項及び同条第3項から第6項まで（第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される勤勉手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ100分の10（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額を加えた額

二 期末手当が支給される職員（勤勉手当が支給される職員を除く。）のうち、理事長が別に定める者 第25条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）並びに第4項及び第5項（第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ100分の10（理事長が別に定める期間がある職

員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合) を乗じて得た額を加えた額

- 三 期末特別手当が支給される職員のうち、理事長が別に定める者 第29条第2項から第4項まで(第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ100分の10(理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合) を乗じて得た額を加えた額

(平成30年12月に支給する勤勉手当等に関する特例措置)

20 平成30年12月に支給する勤勉手当、期末手当及び期末特別手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 勤勉手当が支給される職員のうち、理事長が別に定める者 第28条第2項及び同条第3項から第6項まで(第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、これらの規定により算定される勤勉手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ100分の10(理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合) を乗じて得た額を加えた額

- 二 期末手当が支給される職員(勤勉手当が支給される職員を除く。)のうち、理事長が別に定める者 第25条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合に限る。)並びに第4項及び第5項(第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ100分の10(理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合) を乗じて得た額を加えた額

- 三 期末特別手当が支給される職員のうち、理事長が別に定める者 第29条第2項から第4項まで(第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額に理事長が別に定める基礎額にそれぞれ100分の10(理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合) を乗じて得た額を加えた額

(令和元年12月に支給する期末手当等に関する特例措置)

21 令和元年12月に支給する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規定の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、令和元年12月1日に採用となった職員に対しては適用しない。

- 一 期末手当に関する第25条第3項の規定の適用については、同項中「100分の172.5」とあるのは「100分の172.5に100分の10を加えた割合」とする。

- 二 勤勉手当に関する第28条第2項の規定の適用については、同項中「100分の97.5」とあるのは「100分の97.5に100分の10を加えた割合」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の117.5に100分の10を加えた割合」とする。

三 期末特別手当に関する第29条第2項の規定の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは「100分の167.5に100分の10を加えた割合」とする。

(令和2年12月に支給する期末手当等に関する特例措置)

22 令和2年12月に支給する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規定の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、令和2年12月1日に採用となった職員に対しては適用しない。

一 期末手当に関する第25条第3項の規定の適用については、同項中「100分の165」とあるのは「100分の165に100分の5を加えた割合」とする。

二 勤勉手当に関する第28条第2項の規定の適用については、同項中「100分の95」とあるのは「100分の95に100分の5を加えた割合」と、「100分の115」とあるのは「100分の115に100分の5を加えた割合」とする。

三 期末特別手当に関する第29条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは「100分の160に100分の5を加えた割合」とする。

(令和3年12月に支給する期末手当等に関する特例措置)

23 令和3年12月に支給する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規定の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、令和3年12月1日に採用となった職員に対しては適用しない。

一 期末手当に関する第25条第3項の規定の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは「100分の167.5に100分の5を加えた割合」とする。

二 勤勉手当に関する第28条第2項の規定の適用については、同項中「100分の95」とあるのは「100分の95に100分の5を加えた割合」と、「100分の115」とあるのは「100分の115に100分の5を加えた割合」とする。

三 期末特別手当に関する第29条第2項の規定の適用については、同項中「100分の162.5」とあるのは「100分の162.5に100分の5を加えた割合」とする。

(令和4年6月に支給する期末手当等に関する特例措置)

24 令和4年6月に期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）が支給される職員のうち、理事長が別に定める者に対して支給する当該期末手当等の額は、第25条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第29条第2項から第4項まで（第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第6項、第33条第1項から第4項まで及び第6項、第7項若しくは第34条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額から、理事長が別に定める額を減じた額とする。

(令和4年12月に支給する期末手当等に関する特例措置)

25 令和4年12月に支給する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規定の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、令和4年12月1日に採用となった職員に対しては適用しない。

- 一 期末手当に関する第25条第3項の規定の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは「100分の167.5に100分の5を加えた割合」とする。
- 二 勤勉手当に関する第28条第2項の規定の適用については、同項中「100分の105」とあるのは「100分の105に100分の5を加えた割合」と、「100分の125」とあるのは「100分の125に100分の5を加えた割合」とする。
- 三 期末特別手当に関する第29条第2項の規定の適用については、同項中「100分の162.5」とあるのは「100分の162.5に100分の5を加えた割合」とする。

(定年の引上げに伴う俸給に関する特例措置)

26 当分の間、職員の俸給月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第28項において「特定日」という。)以後、次の各号に掲げる当該職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 指定職員以外の職員 当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額(同条第8項の適用を受ける職員にあっては、同項の規定により理事長が別に定めるところによる額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)
- 二 指定職員 当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第9条の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、500円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数を生じたときはこれを1,000円に切り上げた額)

27 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- 一 職員就業規則第5条第1項各号に掲げる任期を定めて採用される職員
- 二 職員就業規則第16条の5各項の規定により同規則第16条の2第1項に規定する異動期間(同規則第16条の5各項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同規則第16条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

28 職員就業規則第16条の3に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等(以下この項及び附則第30項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第26項の規定により当該職員の受ける俸給月額(以下この項において「特定日俸給月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当

該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（理事長が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第26項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

29 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。

30 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（附則第26項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第28項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

31 附則第28項又は前項の規定による俸給を支給される職員以外の附則第26項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、理事長が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

32 附則第28項又は前2項の規定による俸給を支給される職員に対する第25条第5項（第28条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第28項、第30項又は第31項の規定による俸給の額との合計額」とする。

（附則第26項の規定の適用を受ける職員の俸給調整額）

33 附則第26項の規定の適用を受ける職員に対する第11条の2第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「調整基本額」とあるのは「調整基本額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

34 附則第26項から前項までに定めるもののほか、附則第26項の規定による俸給月額、附則第28項の規定による俸給その他附則第26項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(令和5年12月に支給する期末手当等に関する特例措置)

35 令和5年12月に支給する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規定の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、令和5年12月1日に採用となった職員に対しては適用しない。

- 一 期末手当に関する第25条第3項の規定の適用については、同項中「100分の175」とあるのは「100分の175に100分の10を加えた割合」とする。
- 二 勤勉手当に関する第28条第2項の規定の適用については、同項中「100分の105」とあるのは「100分の105に100分の10を加えた割合」と、「100分の125」とあるのは「100分の125に100分の10を加えた割合」とする。
- 三 期末特別手当に関する第29条第2項の規定の適用については、同項中「100分の170」とあるのは「100分の170に100分の10を加えた割合」とする。

附 則 (平成13.11.30 規程第11-1号)

この規程は、平成13年11月30日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (平成14.11.1 規程第11-2号)

この規程は、平成14年11月1日から施行する。

附 則 (平成15.3.1 規程第11-3号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成15年3月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第27条第1項から第3項まで(同条第1項の「第32条」を「第29条」に改める部分を除く。)、第31条第1項から第3項まで、第33条第5項並びに第35条第3項及び第5項の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規程(第4条、第9条及び第33条第4項の改正規定に限る。)による改正後の職員給与規程の規定は、平成14年11月1日から適用する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の見直し等)

- 3 施行日の前日において、別表第1から別表第4までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額(以下次項において「新俸給月額」という。)は、次の式により算出した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額とその1号下位の号俸

$$\begin{aligned} & \text{その者の施行日の前日における俸給月額} \quad \text{施行日の前日におけるその者の属する} \\ & \text{額 (以下「旧俸給月額」という。)} \quad \text{職務の級における最高の号俸の額} \\ & \text{との差額} \times \frac{\quad}{\quad} \\ & \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその} \\ & \text{1号俸下位の号俸との差額} \end{aligned}$$

+ 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額



- 4 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の第7条第8項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間）をその者の施行日における俸給月額を受ける期間に通算する。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

- 5 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規程による改正前の職員給与規程及びこれに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成15年3月31日までの間における期末手当及び期末特別手当に関する読替規定）

- 7 施行日から平成15年3月31日までの間における第27条及び第31条の適用については、第27条第2項及び第31条第2項中「100分の55」とあるのは「100分の50」と、第27条第3項及び第31条第3項中「100分の30」とあるのは「100分の25」と読み替えるものとする。

（平成15年3月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

- 8 平成15年3月に支給する期末手当及び期末特別手当（以下「期末手当等」という。）の額は、前項の規定により読み替えられた第27条第2項（前項の規定により読み替えられた同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、第31条第2項（前項の規定により読み替えられた同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで若しくは第34条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は第37条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一 施行日（期末手当等について第27条第1項後段、第31条第1項後段又は第34条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平

成14年4月1日から施行日の前日までのもの（同月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により他の国家公務員等となり、引き続き当該他の国家公務員等として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該他の国家公務員等となる前の職員として引き続き在職した期間を含む。以下「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち、俸給及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（以下「俸給等」という。）の額の合計額

- 二 継続在職期間について、この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）又は独立行政法人農業技術研究機構任期付研究員及び任期付職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程（14規程第12-2号）による改正後の任期付研究員等給与特例規程による俸給月額（継続在職期間において理事長が別に定める俸給月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について、理事長が別に定める額）及び改正後の職員給与規程による扶養手当の額により算定した場合の俸給等の額の合計額

（平成15年6月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する経過措置）

- 9 平成15年6月に支給する期末手当等に関する改正後の職員給与規程第27条第2項及び第31条第2項の規定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同規程第27条第2項第1号及び第31条第2項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同規程第27条第2項第2号及び第31条第2項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同規程第27条第2項第3号及び第31条第2項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同規程第27条第2項第4号及び第31条第2項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

（育児休業をしている職員の経過措置）

- 10 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当等に関する改正後の職員給与規程第35条第3項及び第5項の規定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」とする。

附 則（平成15.6.1 規程第11-4号）

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成15.10.1 規程第11-5号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成15年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（旧推進機構職員に係る経過措置等）

- 2 施行日の前日において生物系特定産業技術研究推進機構の職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。）であった者のうち、施行日において引き続き職員となった者

の給与に係る経過措置等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成15.11.1 規程第11-6号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成15年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第9条、第13条、第16条、第27条、第31条及び第33条の改正部分及び附則第8項の規定は、平成16年4月1日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の切替え等）

- 2 施行日の前日において、別表第1から別表第4までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（以下次項において「新俸給月額」という。）は、次の式により算出した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号下位の号俸

$$\begin{aligned} & \text{その者の施行日の前日における俸給月} \quad \text{施行日の前日におけるその者の属す} \\ & \text{額（以下「旧俸給月額」という。）} \quad \text{る職務の級における最高の号俸の額} \\ \text{との差額} \times & \frac{\quad}{\quad} \\ & \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその} \\ & \text{1号俸下位の号俸との差額} \end{aligned}$$

+ 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

- 3 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の第7条第8項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間）をその者の新俸給月額を受け取る期間に通算する。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規程による改正前の職員給与規程及びこれに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成16年3月31日までの間における期末手当及び期末特別手当に関する読替規定）

- 6 施行日から平成16年3月31日までの間における第27条、第31条及び第33条

の規定の適用については、第27条第2項中「100分の170」とあるのは「100分の145」と、同項及び同条第3項中「100分の150」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の170」とあるのは「100分の90」と、」とあるのは「100分の145」とあり、及び」と、「100分の80」とあるのは「100分の65」と、第31条第2項及び第3項並びに第33条第5項中「100分の180」とあるのは「100分の160」と、第31条第3項中「100分の95」とあるのは「100分の85」と、第33条第5項中「100分の170」とあるのは「100分の145」と読み替えるものとする。

(平成15年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

7 平成15年12月に支給する期末手当及び期末特別手当(以下この項において「期末手当等」という。)の額は、前項の規定により読み替えられた第27条第2項(前項の規定により読み替えられた同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで、第31条第2項(前項の規定により読み替えられた同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第7項まで若しくは第34条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は第37条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(理事長が別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの期間に新たに職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。)にあっては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日))において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(第17条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)及び特勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

(調整手当に関する経過措置)

8 平成16年4月1日におけるこの規程の施行の際現にこの規程による改正前の職員給与規程第13条第3項又は第4項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関するこの規程による改正後の同各項の規定の適用については、同条第3項中「場合(この職員が当該異動の日の前日に在勤していた事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合

として理事長が別に定める場合に限る。）」とあり、及び同条第4項中「場合（この職員が当該異動又は採用の日の前日に在勤していた官署又は機関に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、同条第3項及び第4項中「支給割合（理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする。）」とあるのは「支給割合（）」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同条第3項中「当該異動の日から1年を経過する」とあり、同項第1号及び同条第4項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあり、並びに同条第4項中「当該異動又は採用の日から1年を経過する」とあるのは「平成17年3月31日」と、同条第3項第2号及び第4項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」とする。

（その他）

- 9 第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成16.4.1 規程第11-7号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16.11.1 規程第11-8号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成16年11月1日から施行する。

（寒冷地手当に関する経過措置）

- 2 この規程による改正後の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第32条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）において平成16年10月29日（以下「旧基準日」という。）から引き続き旧寒冷地（この規程による改正前の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程第32条第1項に規定する寒冷地をいう。以下同じ。）に在勤する職員（再任用職員（改正後の職員給与規程第7条第11項に規定する再任用職員をいう。）を除く。以下「経過措置対象職員」という。）に対しては、同規程第32条の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより算定した額の寒冷地手当を支給する。
- 3 前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者（以下この項において「支給対象職員」という。）との権衡上必要があると認められるときは、基準日において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者に対しては、改正後の職員給与規程第32条の規定にかかわらず、前項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

4 他の国家公務員等（改正後の職員給与規程第13条第4項に規定する他の国家公務員等をいう。）であった者が、旧基準日の翌日以降に引き続き同規程の適用を受ける職員となり、旧寒冷地に在勤することとなった場合において、任用の事情、旧基準日から当該在勤することとなった日の前日までの間における勤務地等を考慮して前2項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との権衡上必要と認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、同規程第32条の規定にかかわらず、前2項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

5 前3項に定めるもののほか、寒冷地手当に関する経過措置及びその他の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（勤務1時間当たりの給与額の算出に関する経過措置）

6 附則第2項から第4項までの規定により寒冷地手当を支給される職員に対する改正後の職員給与規程第25条の規定の適用については、同条第2号中「第32条第2項」とあるのは「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程の一部を改正する規程（16規程第11-8号）附則第2項から第4項まで」と読み替えるものとする。

附 則（平成17.10.25 規程第11-9号）

この規程は、平成17年10月25日から施行する。

附 則（平成17.12.1 規程第11-10号）

（施行期日）

1 この規程は、平成17年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等）

2 施行日の前日において、職員給与規程別表第1から別表第3までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号俸下位の号俸

$$\begin{aligned} & \text{その者の施行日の前日における俸給月額} - \text{施行日の前日におけるその者の属す} \\ & \text{額（以下「旧俸給月額」という。）} \quad \text{る職務の級における最高の号俸の額} \\ \text{との差額} \times & \frac{\text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその}}{\text{1号俸下位の号俸との差額}} \end{aligned}$$

+ 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

3 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の職員給与規程第7条第8項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間）をその者の新俸給

月額を受ける期間に通算する。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規程による改正前の職員給与規程及びこれに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

- 6 平成17年12月に支給する期末手当又は期末特別手当(以下「期末手当等」という。)の額は、この規程による改正後の職員給与規程第27条第2項(同条第3項又は第33条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで、第31条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第4項、第5項及び第7項若しくは第34条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は第37条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(理事長が別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。))にあっては、その新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日)において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当(職員給与規程第17条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)及び特地勤務手当の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

(その他)

- 7 第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成18.4.1 規程第11-11号）

- 1 この規程は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

- 2 施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、理事長が別に定めるところによりそのいずれかの職務の級とする。

（号俸の切替え）

- 3 施行日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）別表第1から別表第3までの俸給表の適用を受けていた職員の施行日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び附則第5項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、理事長の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

- 4 附則第2項後段の規定により新級を決定される職員（次項に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

- 5 施行日の前日において改正前の職員給与規程別表第1から別表第3までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給の月額を受けていた職員の施行日における号俸又は俸給の月額は、理事長が別に定めるところにより決定される号俸又は俸給の月額とする。

（引継任期付研究員等に適用する俸給表及び号俸の切替え）

- 6 引継任期付研究員（職員就業規則附則第2項の規定により同規則第5条第1項第1号又は第2号の規定により採用された職員となったものとされた者をいう。以下同じ。）及び引継特定任期付職員（同規則附則第2項の規定により同規則第5条第1項第3号の規定により採用された職員となったものとされた者をいう。以下同じ。）に対する施行日以後におけるこの規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第5条第1項に掲げる俸給表の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる俸給表を適用するものとし、その者の施行日における号俸は、施行日の前日に現行の規程の廃止に関する規程の一部を改正する規程（18規程第63-1号）による廃止前の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構任期付研



究員及び特定任期付職員の給与の特例に関する規程（13規程第12号）（以下「旧任期付研究員等給与特例規程」という。）に基づきその者が受けていた号俸の数と同じ数の号俸とする。

- 一 施行日の前日において旧任期付研究員等給与特例規程別表第1の俸給表の適用を受けていた職員 改正後の職員給与規程第5条第1項第4号に定める俸給表
- 二 施行日の前日において旧任期付研究員等給与特例規程別表第2の俸給表の適用を受けていた職員 改正後の職員給与規程第5条第1項第5号に定める俸給表
- 三 施行日の前日において旧任期付研究員等給与特例規程別表第3の俸給表の適用を受けていた職員 改正後の職員給与規程第5条第1項第6号に定める俸給表

（施行日前の異動者の号俸の調整）

- 7 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 8 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給の月額、改正前の職員給与規程又は旧任期付研究員等給与特例規程及びこれらに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

- 9 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員（附則第6項の規定により引き続き改正後の職員給与規程第5条第1項第4号から第6号までに定める俸給表の適用を受ける職員を含む。）で、その者の受ける俸給の月額が同日において受けていた俸給の月額（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員給与規程の一部を改正する規程（21規程第11-19号。第1号において「平成21年改正規程」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給の月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（理事長が別に定める職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、俸給の月額のほか、その差額に相当する額（職員給与規程附則第2項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。
  - 一 平成21年改正規程附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員（次号に掲げる職員を除く。） 100分の99.1

二 指定職員俸給表の適用を受ける職員 100分の98.94

三 前2号に掲げる職員以外の職員（任期付研究員(二)俸給表の適用を受ける職員を除く。） 100分の99.34

10 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

11 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

12 前3項の規定による俸給を支給される職員に関する改正後の職員給与規程の規定の適用に当たっては、次に掲げる俸給の月額には、前3項の規定により支給される俸給を含めるものとする。

一 改正後の職員給与規程第12条第1項、第14条第2項から第4項まで、第19条第3項及び第4項、第25条第4項及び第5項（第28条第4項において準用する場合を含む。）、第28条第3項、第29条第4項、第31条第2項及び第32条第2項に規定する俸給の月額

二 改正後の職員給与規程第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額等を算出する場合における同条中に規定する俸給の月額

三 改正後の職員給与規程第21条の規定による給与の半減、同規程第33条第1項から第8項までに規定する休職者等の給与、同規程第34条に規定する在籍派遣職員の給与及び同規程第35条第1項から第3項までに掲げる育児休業職員の給与の額を算定する場合におけるその算定の基礎となる俸給の月額

（平成22年3月31日までの間における職員給与規程の適用に関する特例）

13 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第6項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第6条第7項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸

(地域手当に関する経過措置)

14 この規程の施行の際現に改正前の職員給与規程第13条第3項又は第4項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び施行日の前日において同条第1項の規定の適用を受けている職員が施行日にその在勤する事務所を異にして異動した場合又は施行日の前日において支給官署等(同条第4項に規定する「支給官署等」をいう。)に在勤していた他の国家公務員等(同項に規定する「他の国家公務員等」をいう。)が施行日において職員となった場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する改正後の職員給与規程第14条第3項又は第4項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同各項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3項	支給事務所に在勤する	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程の一部を改正する規程(18規程第11-11号)による改正前の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程(13規程第11号)(以下「改正前の職員給与規程」という。)第13条第1項各号に定める事務所(以下「旧支給事務所」という。)に在勤する
	在勤していた支給事務所に係る地域手当の支給割合(理事長が	在勤していた旧支給事務所に係る調整手当の支給割合(改正前の職員給与規程第13条第2項各号に定める割合をいい、理事長が
第4項	人事院規則9-49(地域手当)第2条に規定する地域に所在する官署若しくは機関、同条に規定する官署又は第4条に規定する空港の区域(同規則附則第2条の規定により地域手当を支給される地域又は官署を含む。以下「支給官署等」という。)	人事院規則9-49(調整手当)の全部を改正する人事院規則(人事院規則9-49-32)による改正前の人事院規則9-49(調整手当)第1条に規定する地域に所在する官署若しくは機関又は同条に規定する官署(同規則附則の規定により調整手当を支給される地域又は官署を含む。以下「旧支給官署等」という。)
	当該支給官署等に	当該旧支給官署等に
	一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成17年法律第113号)第2条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)

## 15～18 削除

(任期付研究員業績手当に関する経過措置)

- 19 引継任期付研究員に対する施行日以後における改正後の職員給与規程第31条の規定の適用については、同条第1項中「任期付研究員業績手当の」とあるのは「任期付研究員業績手当（現行の規程の廃止に関する規程の一部を改正する規程（18規程第63-1号）による廃止前の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構任期付研究員及び特定任期付職員の給与の特例に関する規程（13規程第12号）（以下「旧任期付研究員等給与特例規程」という。）第5条の規定による任期付研究員業績手当を含む。）の」と、「基準日の翌日」とあるのは「基準日（直近の当該手当が同条の規定による手当である場合にあっては、同条第1項に規定する基準日）の翌日」と、「第7条」とあるのは「第7条又は同規程第3条」とする。

(特定任期付職員業績手当に関する経過措置)

- 20 引継特定任期付職員に対する施行日以後における改正後の職員給与規程第32条の規定の適用については、同条第1項中「特定任期付職員業績手当の」とあるのは「特定任期付職員業績手当（旧任期付研究員等給与特例規程第6条の規定による特定任期付職員業績手当を含む。）の」と、「基準日の翌日」とあるのは「基準日（直近の当該手当が同条の規定による手当である場合にあっては、同規程第5条第1項に規定する基準日）の翌日」と、「第8条」とあるのは「第8条又は同規程第4条」とする。

(休職者の給与に関する経過措置)

- 21 職員就業規則附則第6項の規定により同規則第17条の規定により休職にされている職員となったものとされた者の施行日以後の給与については、改正前の職員給与規程第34条第2項から第5項までの規定により決定されたその者の給与の支給割合（以下この項において「改正前の規定による給与の支給割合」という。）が変更される場合を除き、当該改正前の規定による給与の支給割合を改正後の職員給与規程第33条第3項から第6項までの相当規定に基づき決定された給与の支給割合とみなして支給するものとする。

(派遣職員に関する経過措置)

- 22 職員就業規則附則第8項の規定により同規則第20条の規定により派遣されている職員となったものとされた者の施行日以後の給与については、改正前の職員給与規程第37条の規定により決定されたその者の給与の支給割合（以下この項において「改正前の規定による給与の支給割合」という。）が変更される場合を除き、当該改正前の規程による給与の支給割合を改正後の職員給与規程第34条の規定に基づき決定された給与の支給割合とみなして支給するものとする。

(旧独立行政法人農業者大学校等からの引継職員に係る経過措置)

23 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第26号）附則第2条第1項の規定により施行日において職員となった者に係る給与に関する経過措置に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（その他）

24 前各項に定めるもののほか、俸給の切替その他給与に関する経過措置に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則別表第1 職務の級の切替表（附則第2項関係）

俸 給 表	旧 級	新 級
一 般 職 員 俸 給 表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
技 術 専 門 職 員 俸 給 表	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級
研 究 職 員 俸 給 表	5 級	5 級
		6 級

附則別表第2 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表（附則第3項関係）

ア 一般職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧 級									

旧号俸	経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		1	3月未満			1	1	5	1	1	1
3月以上6月未満				2	1	6	1	1	1	1	1
6月以上9月未満				3	1	7	1	1	1	1	1
9月以上12月未満				4	1	8	1	1	1	1	1
12月以上				5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19

	9月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
	3月未滿			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未滿			86	65	90	78	74			

22	6月以上9月未滿			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未滿			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未滿			89	67	93	81				
	3月以上6月未滿			90	67	94	82				
	6月以上9月未滿			91	68	95	83				
	9月以上12月未滿			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未滿			93	69	97	85				
	3月以上6月未滿			94	70	98	86				
	6月以上9月未滿			95	71	99	87				
	9月以上12月未滿			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未滿			97	73	101					
	3月以上6月未滿			98	73	102					
	6月以上9月未滿			99	74	103					
	9月以上12月未滿			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未滿			101	75	105					
	3月以上6月未滿			102	75	106					
	6月以上9月未滿			103	76	107					
	9月以上12月未滿			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未滿			105	77						
	3月以上6月未滿			106	78						
	6月以上9月未滿			107	79						
	9月以上12月未滿			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未滿			109	81						
	3月以上6月未滿			110	82						
	6月以上9月未滿			111	83						
	9月以上12月未滿			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未滿			113							
	3月以上6月未滿			114							
	6月以上9月未滿			115							
	9月以上12月未滿			116							
	12月以上			117							
30	3月未滿			117							
	3月以上6月未滿			118							
	6月以上9月未滿			119							
	9月以上12月未滿			120							
	12月以上			121							
31	3月未滿			121							
	3月以上6月未滿			122							
	6月以上9月未滿			123							
	9月以上12月未滿			124							
	12月以上			125							
32	3月未滿			125							
	3月以上6月未滿			125							
	6月以上9月未滿			125							
	9月以上12月未滿			125							
	12月以上			125							



イ 技術専門職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間						
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21

11	3月未滿	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未滿	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未滿	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未滿	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未滿	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未滿	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未滿	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未滿	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未滿	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未滿	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未滿	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未滿	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未滿	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未滿	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未滿	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未滿	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未滿	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未滿	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未滿	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未滿	80	80	72	88	68	64

	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未滿	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未滿	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未滿	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未滿	84	84	74	92	72	68
23	12月以上	85	85	75	93	73	69
	3月未滿	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未滿	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未滿	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未滿	88	88	76	96	76	69
24	12月以上	89	89	77	97	77	69
	3月未滿	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未滿	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未滿	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未滿	92	92	78	100	80	
25	12月以上	93	93	79	101	81	
	3月未滿	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未滿	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未滿	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未滿	96	96	80	104	84	
26	12月以上	97	97	81	105	85	
	3月未滿	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未滿	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未滿	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未滿	100	100	84	108	88	
27	12月以上	101	101	85	109	89	
	3月未滿	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未滿	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未滿	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未滿	104	104	86	112	92	
28	12月以上	105	105	87	113	93	
	3月未滿	105	105	87	113		
	3月以上6月未滿	106	106	87	114		
	6月以上9月未滿	107	107	88	115		
	9月以上12月未滿	108	108	88	116		
29	12月以上	109	109	89	117		
	3月未滿	109	109	89	117		
	3月以上6月未滿	110	110	90	118		
	6月以上9月未滿	111	111	91	119		
	9月以上12月未滿	112	112	92	120		
30	12月以上	113	113	93	121		
	3月未滿	113	113	93	121		
	3月以上6月未滿	114	114	93	122		
	6月以上9月未滿	115	115	94	123		
	9月以上12月未滿	116	116	94	124		
31	12月以上	117	117	95	125		
	3月未滿	117	117	95	125		
	3月以上6月未滿	118	118	95	126		
	6月以上9月未滿	119	119	96	127		
	9月以上12月未滿	120	120	96	128		
32	12月以上	121	121	97	129		
	3月未滿	121	121				
	3月以上6月未滿	121	122				
	6月以上9月未滿	121	123				

	9月以上12月未満	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未満		125				
	3月以上6月未満		126				
	6月以上9月未満		127				
	9月以上12月未満		128				
	12月以上		129				

ウ 研究職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間	新号俸			
		1 級	2 級	3 級	4 級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	2
	6月以上9月未満	15	15	11	3
	9月以上12月未満	16	16	12	4
	12月以上	17	17	13	5
6	3月未満	17	17	13	5
	3月以上6月未満	18	18	14	6
	6月以上9月未満	19	19	15	7
	9月以上12月未満	20	20	16	8
	12月以上	21	21	17	9
7	3月未満	21	21	17	9
	3月以上6月未満	22	22	18	10
	6月以上9月未満	23	23	19	11
	9月以上12月未満	24	24	20	12
	12月以上	25	25	21	13
8	3月未満	25	25	21	13
	3月以上6月未満	26	26	22	14
	6月以上9月未満	27	27	23	15
	9月以上12月未満	28	28	24	16
	12月以上	29	29	25	17
	3月未満	29	29	25	17
	3月以上6月未満	30	30	26	18

9	6月以上9月未滿	31	31	27	19
	9月以上12月未滿	32	32	28	20
	12月以上	33	33	29	21
10	3月未滿	33	33	29	21
	3月以上6月未滿	34	34	30	22
	6月以上9月未滿	35	35	31	23
	9月以上12月未滿	36	36	32	24
	12月以上	37	37	33	25
11	3月未滿	37	37	33	25
	3月以上6月未滿	38	38	34	26
	6月以上9月未滿	39	39	35	27
	9月以上12月未滿	40	40	36	28
	12月以上	41	41	37	29
12	3月未滿	41	41	37	29
	3月以上6月未滿	42	42	38	30
	6月以上9月未滿	43	43	39	31
	9月以上12月未滿	44	44	40	32
	12月以上	45	45	41	33
13	3月未滿	45	45	41	33
	3月以上6月未滿	46	46	42	34
	6月以上9月未滿	47	47	43	35
	9月以上12月未滿	48	48	44	36
	12月以上	49	49	45	37
14	3月未滿	49	49	45	37
	3月以上6月未滿	50	50	46	38
	6月以上9月未滿	51	51	47	39
	9月以上12月未滿	52	52	48	40
	12月以上	53	53	49	41
15	3月未滿	53	53	49	41
	3月以上6月未滿	54	54	50	42
	6月以上9月未滿	55	55	51	43
	9月以上12月未滿	56	56	52	44
	12月以上	57	57	53	45
16	3月未滿	57	57	53	45
	3月以上6月未滿	58	58	54	46
	6月以上9月未滿	59	59	55	47
	9月以上12月未滿	60	60	56	48
	12月以上	61	61	57	49
17	3月未滿	61	61	57	49
	3月以上6月未滿	62	62	58	50
	6月以上9月未滿	63	63	59	51
	9月以上12月未滿	64	64	60	52
	12月以上	65	65	61	53
18	3月未滿	65	65	61	53
	3月以上6月未滿	66	66	62	54
	6月以上9月未滿	67	67	63	55
	9月以上12月未滿	68	68	64	56
	12月以上	69	69	65	57
19	3月未滿	69	69	65	57
	3月以上6月未滿	70	70	66	58
	6月以上9月未滿	71	71	67	59
	9月以上12月未滿	72	72	68	60
	12月以上	73	73	69	61
	3月未滿	73	73	69	61

20	3月以上6月未満	74	74	70	62
	6月以上9月未満	75	75	71	63
	9月以上12月未満	76	76	72	64
	12月以上	77	77	73	65
21	3月未満	77	77	73	65
	3月以上6月未満	78	78	74	66
	6月以上9月未満	79	79	75	67
	9月以上12月未満	80	80	76	68
	12月以上	81	81	77	69
22	3月未満	81	81	77	69
	3月以上6月未満	82	82	78	70
	6月以上9月未満	83	83	79	71
	9月以上12月未満	84	84	80	72
	12月以上	85	85	81	73
23	3月未満	85	85	81	73
	3月以上6月未満	86	86	82	73
	6月以上9月未満	87	87	83	73
	9月以上12月未満	88	88	84	73
	12月以上	89	89	85	73
24	3月未満	89	89	85	
	3月以上6月未満	90	90	86	
	6月以上9月未満	91	91	87	
	9月以上12月未満	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
25	3月未満	93	93	89	
	3月以上6月未満	94	94	89	
	6月以上9月未満	95	95	89	
	9月以上12月未満	96	96	89	
	12月以上	97	97	89	
26	3月未満	97	97		
	3月以上6月未満	98	98		
	6月以上9月未満	99	99		
	9月以上12月未満	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	106		
	6月以上9月未満	107	107		
	9月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
	6月以上9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113			
	3月以上6月未満	114			
	6月以上9月未満	115			
	9月以上12月未満	116			
	12月以上	117			

31	3月未満	117		
	3月以上6月未満	118		
	6月以上9月未満	119		
	9月以上12月未満	120		
	12月以上	121		
32	3月未満	121		
	3月以上6月未満	121		
	6月以上9月未満	121		
	9月以上12月未満	121		
	12月以上	121		

附則別表第3 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号俸の切替表（附則第4項関係）

ア 旧級が一般職員俸給表の11級である職員の新号俸

旧号俸	新級		9級	10級
	経過期間			
1	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
3	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
4	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
5	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
6	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
7	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		2	1
	6月以上9月未満		3	1
	9月以上12月未満		4	1
	12月以上		5	1
	3月未満		5	1
	3月以上6月未満		6	1

8	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

イ 旧級が研究職員俸給表の5級である職員の新号俸

旧号俸	新級	5級	6級
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1



3	3 月以上 6 月未滿	1	1
	6 月以上 9 月未滿	1	1
	9 月以上 12 月未滿	1	1
	12 月以上	1	1
4	3 月未滿	1	1
	3 月以上 6 月未滿	1	1
	6 月以上 9 月未滿	1	1
	9 月以上 12 月未滿	1	1
	12 月以上	1	1
5	3 月未滿	1	1
	3 月以上 6 月未滿	1	1
	6 月以上 9 月未滿	1	1
	9 月以上 12 月未滿	1	1
	12 月以上	1	1
6	3 月未滿	1	1
	3 月以上 6 月未滿	1	1
	6 月以上 9 月未滿	1	1
	9 月以上 12 月未滿	1	1
	12 月以上	1	1
7	3 月未滿	1	1
	3 月以上 6 月未滿	2	1
	6 月以上 9 月未滿	3	1
	9 月以上 12 月未滿	4	1
	12 月以上	5	1
8	3 月未滿	5	1
	3 月以上 6 月未滿	6	1
	6 月以上 9 月未滿	7	1
	9 月以上 12 月未滿	8	1
	12 月以上	9	1
9	3 月未滿	9	1
	3 月以上 6 月未滿	10	1
	6 月以上 9 月未滿	11	1
	9 月以上 12 月未滿	12	1
	12 月以上	13	1
10	3 月未滿	13	1
	3 月以上 6 月未滿	14	1
	6 月以上 9 月未滿	15	1
	9 月以上 12 月未滿	16	1
	12 月以上	17	1
11	3 月未滿	17	1
	3 月以上 6 月未滿	18	1
	6 月以上 9 月未滿	19	1
	9 月以上 12 月未滿	20	1
	12 月以上	21	1
12	3 月未滿	21	1
	3 月以上 6 月未滿	22	1
	6 月以上 9 月未滿	23	1
	9 月以上 12 月未滿	24	1
	12 月以上	25	1
13	3 月未滿	25	1
	3 月以上 6 月未滿	26	1
	6 月以上 9 月未滿	27	1
	9 月以上 12 月未滿	28	1
	12 月以上	29	1

14	3月未満	29	1
	3月以上6月未満	30	1
	6月以上9月未満	31	1
	9月以上12月未満	32	1
	12月以上	33	1
15	3月未満	33	1
	3月以上6月未満	34	1
	6月以上9月未満	35	1
	9月以上12月未満	36	1
	12月以上	37	1
16	3月未満	37	1
	3月以上6月未満	38	1
	6月以上9月未満	39	1
	9月以上12月未満	40	1
	12月以上	41	1
17	3月未満	41	1
	3月以上6月未満	42	1
	6月以上9月未満	43	1
	9月以上12月未満	44	1
	12月以上	45	1
18	3月未満	45	1
	3月以上6月未満	46	1
	6月以上9月未満	47	1
	9月以上12月未満	48	1
	12月以上	49	1
19	3月未満	49	1
	3月以上6月未満	50	1
	6月以上9月未満	51	1
	9月以上12月未満	52	1
	12月以上	53	1
20	3月未満	53	1
	3月以上6月未満	54	2
	6月以上9月未満	55	3
	9月以上12月未満	56	4
	12月以上	57	5
21	3月未満	57	5
	3月以上6月未満	58	6
	6月以上9月未満	59	7
	9月以上12月未満	60	8
	12月以上	61	9
22	3月未満	61	9
	3月以上6月未満	62	9
	6月以上9月未満	63	10
	9月以上12月未満	64	10
	12月以上	65	11
23	3月未満	65	11
	3月以上6月未満	66	11
	6月以上9月未満	67	12
	9月以上12月未満	68	12
	12月以上	69	13

附 則（平成19.1.16 規程第11-12号）

この規程は、平成19年1月16日から施行する。

附 則（平成19.4.1 規程第11-13号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）

- 2 平成20年3月31日までの間においては、この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第14条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

- 3 改正後の職員給与規程第14条の2の規定は、平成16年4月2日から施行日の前日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

- 4 改正後の職員給与規程第14条の2第1項に規定する「俸給の月額」には、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程の一部を改正する規程（18規程第11-11号）附則第9項から第11項までの規定により支給される俸給を含めるものとする。

（その他）

- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成19.10.1 規程第11-14号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（育児短時間勤務職員に対する職員給与規程一部改正規程（18規程第11-11号）附則の適用の特例）

- 2 施行日以降に独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第65条第1項の規定による勤務（以下「育児短時間勤務」という。）を始めた職員が、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程の一部を改正する規程（18規程第11-11号）附則第9項から第11項までの規定による俸給を支給されている場合における当該育児短時間勤務をしている期間中の同規程附則第9項から第24項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

--	--	--

第9項	)には、俸給の月額	以下「経過措置職員」という。)が、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員就業規則第65条第1項の規定による勤務(以下「育児短時間勤務」という。)を始めた場合には、その者が育児短時間勤務をすることにより受けることとなる俸給の月額が平成18年3月31日において受けていた俸給の月額に同規則第66条の規定により読み替えられた同規則第40条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に達しない場合には、その期間中育児短時間勤務をすることにより受けることとなる俸給の月額
第10項	前項に規定する	経過措置
	て、同項	て、前項

(育児短時間勤務職員に対する職員給与規程一部改正規程(19規程第11-13号)附則の適用の特例)

- 3 施行日以降に育児短時間勤務を始めた職員が、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程の一部を改正する規程(18規程第11-11号)附則第9項から第11項までの規定による俸給を支給されている場合における当該育児短時間勤務をしている期間中の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員給与規程の一部を改正する規程(19規程第11-13号)附則第4項の規定の適用については、同項中「には、」とあるのは「には、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員給与規程の一部を改正する規程(19規程第11-14号)附則第2項の規定により読み替えられた」とする。

附 則 (平成19.12.1 規程第11-15号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成19年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この規程による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定(第25条第3項及び第28条第2項の改正部分を除く。次項において同じ。)は、平成19年4月1日から適用する。

(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸)

- 3 平成19年4月1日から施行日の前日までの間において、この規程による改正前の職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあ

った職員のうち、理事長が別に定める職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、理事長が別に定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整)

- 4 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の職員給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

(給与の内払)

- 5 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 6 前4項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成20.4.1 規程第11-16号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21.4.1 規程第11-17号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21.5.29 規程第11-18号)

この規程は、平成21年5月29日から施行する。

附 則 (平成21.12.1 規程第11-19号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当又は期末特別手当(以下「期末手当等」という。)の額は、この規程による改正後の職員給与規程第25条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第29条第2項から第4項まで(第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第6項若しくは第33条第1項

から第4項まで、第6項若しくは第7項又は第34条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの、職員給与規程別表第5の俸給表の適用を受ける職員若しくは同規程別表第4の俸給表若しくは同規程別表第6の俸給表の適用を受ける職員でその号俸が1号俸であるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日））において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第17条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特地勤務手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
技術専門職員俸給表	1級	1号俸から68号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
研究職員俸給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで

二 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.24を乗じて得た額

（その他）

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定め

る。

附 則（平成22.2.1 規程第11-20号）

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

附 則（平成22.4.1 規程第11-21号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22.10.1 規程第11-22号）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成22.12.1 規程第11-23号）

（施行期日）

1 この規程は、平成22年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成22年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

2 平成22年12月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下「期末手当等」という。）の額は、この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第25条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第29条第2項から第4項まで（第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第6項若しくは第33条第1項から第4項まで、第6項若しくは第7項若しくは附則第2項又は第34条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改正後の職員給与規程附則第2項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程の一部を改正する規程（18規程第11-11号）附則第9項から第11項までの規定の適用を受けない職員に限る。）若しくは職員給与規程別表第5の俸給表の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第17条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特地勤務手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、

同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6級	1号俸から16号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで
技術専門職員俸給表	1級	1号俸から108号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から64号俸まで
	4級	1号俸から36号俸まで
	5級	1号俸から20号俸まで
研究職員俸給表	1級	1号俸から96号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から40号俸まで
	4級	1号俸から24号俸まで
	5級	1号俸から4号俸まで

二 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.28を乗じて得た額

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の職員給与規程附則第2項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初



の4月1日」とあるのは「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員給与規程の一部を改正する規程（22規程第11-23号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（その他）

- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成23.1.1 規程第11-24号）

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成23.2.1 規程第11-25号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年2月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（給与の半減に関する経過措置）

- 2 施行日の前日から引き続き結核性疾患による病気休暇又は就業禁止の措置により勤務しない職員に対するこの規程による改正後の職員給与規程第21条の規定の適用については、同条中「90日」とあるのは「1年」とする。

（その他）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成23.4.1 規程第11-26号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成23年4月1日における号俸の調整）

- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において、職員給与規程第5条第1項第1号から第3号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び同項第4号から第7号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において同規程第6条第5項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して理事長が別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

- 3 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員就業規則第65条第1項の規定による勤務をしている職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあ

るのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員就業規則第66条の規定により読み替えられた同規則第40条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(特地勤務手当に関する経過措置)

4 施行日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)第19条第1項の規定により特地事務所とされていた長野県北佐久郡御代田町に所在する事務所(以下「暫定支給事務所」という。)は、平成25年3月31日までの間、特地事務所とする。

5 暫定支給事務所に勤務する職員のうち次の各号のいずれかに該当する職員には、改正後の職員給与規程第19条の規定にかかわらず、平成25年3月31日(第1号に該当する職員にあっては、当該事務所に異動となった日から起算して6年に達する日が平成25年3月31日前である場合は当該6年に達する日)までの間、特地勤務手当を支給する。

一 施行日の前日から引き続き暫定支給事務所に在勤し、同日において改正前の職員給与規程第19条第3項の規定により特地勤務手当を支給されていた職員

二 施行日以後において新たに暫定支給事務所に異動(国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となった者にあっては、在勤することとなったこと。以下同じ。)となり当該異動に伴って住居を移転した職員

6 暫定支給事務所に在勤する職員に支給する特地勤務手当の月額は、前項第1号に該当する職員にあっては当該事務所に異動となった日に受けていた俸給及び扶養手当の合計額に100分の4(施行日前に異動の日から起算して5年に達した場合及び施行日から平成25年3月31日までの期間内に異動の日から起算して5年に達した場合におけるその5年に達した日後については、100分の2)を乗じて得た額に、施行日から平成24年3月31日までの間にあつては100分の70を、同年4月1日から平成25年3月31日までの間にあつては100分の40を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、同項第2号に該当する職員にあっては同項第1号に該当する職員との権衡を考慮して理事長が別に定める額とする。

(その他)

7 前5項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則(平成23.8.1 規程第11-27号)

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成23.10.1 規程第11-28号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(昇給に関する経過措置)

- 2 施行日から起算して2年間は、この規程による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)第6条第5項の規定による昇給については、同項中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」又はその他の能力の実証」とする。
- 3 平成24年1月1日に行われる改正後の職員給与規程第6条第5項の規定による昇給については、同項中「同日前における直近の人事評価(職員就業規則第77条第1項に規定する人事評価をいう。以下同じ。))の結果及び当該人事評価の評価期間以降」とあるのは、「平成23年1月1日から同年9月30日までの期間」とする。

(勤勉手当に関する経過措置)

- 4 施行日から起算して2年間は、改正後の職員給与規程第28条第1項の規定の適用については、同項中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。
- 5 研究職員俸給表の適用を受ける職員のうち、業績評価(独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構研究職員等業績評価実施規程(14規程第55号)第2条に規定する業績評価をいう。)が実施される職員に対する勤勉手当の取扱いについては、当分の間、改正後の職員給与規程第28条第1項及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例により行う。

(その他)

- 6 前4項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則(平成24.2.29 規程第11-29号)

この規程は、平成24年2月29日から施行する。

附 則(平成24.3.14 規程第11-30号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成24年3月14日から施行する。
- 2 この規程による改正後の職員給与規程附則第7項の規定は、平成24年3月1日から適用する。

附 則(平成24.4.27 規程第11-31号)

(施行期日)

1 この規程は、平成24年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成24年5月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整）

2 この規程による改正後の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構職員給与規程の一部を改正する規程（18規程第11-11号。以下「平成18年改正規程」という。）附則第9項から第11項までの規定による俸給に関する状況を考慮して、平成24年4月1日において36歳に満たない職員（平成24年5月1日において、この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第5条第1項第1号から第3号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び同項第4号から第7号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員（以下「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第6条第5項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成24年5月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

3 平成25年4月1日において改正後の平成18年改正規程附則第9項から第11項までの規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が別に定める年齢に満たない職員（同日において、除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年5月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

4 平成26年4月1日において改正後の平成18年改正規程附則第9項から第11項までの規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が別に定める年齢に満たない職員（同日において、除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年5月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

5 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員就業規則第65条第1項の規定による勤務をしている職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給の月額は、当該号俸に応じた額

に、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員就業規則第66条の規定により読み替えられた同規則第40条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(平成24年6月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

6 平成24年6月に支給する期末手当又は期末特別手当(以下「期末手当等」という。)の額は、職員給与規程第25条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 )及び第4項から第6項まで(第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。 )、第29条第2項から第4項まで(第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。 )及び第6項、第33条第1項から第4項まで及び第6項、第7項若しくは第34条又は附則第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額から第1号の適用を受ける場合にあっては同号に掲げる額に相当する額を減じ、第2号の適用を受ける場合にあっては同号に掲げる額に相当する額を加えた額とする。

一 平成23年4月1日(同月2日から施行日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの(平成18年改正規程附則第9項から第11項までの規定の適用を受けない職員に限る。 )からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。 )となった者(同月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。 )にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日) )において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当(職員給与規程第17条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。 )及び特勤勤務手当の月額(同規程附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額)の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、平成24年4月の1月分の月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

俸 給 表	職務の級	号 俸
一般職員俸給表	1 級	1 号俸から 9 3 号俸まで
	2 級	1 号俸から 7 6 号俸まで
	3 級	1 号俸から 6 0 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 4 号俸まで
	5 級	1 号俸から 3 6 号俸まで

	6 級	1 号俸から 2 8 号俸まで
	7 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
	8 級	1 号俸から 4 号俸まで
技術専門職員俸給表	1 級	1 号俸から 1 2 1 号俸まで
	2 級	1 号俸から 8 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 7 6 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 8 号俸まで
	5 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
研究職員俸給表	1 級	1 号俸から 1 0 8 号俸まで
	2 級	1 号俸から 8 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 5 2 号俸まで
	4 級	1 号俸から 3 6 号俸まで
	5 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
任期付研究員（一）俸給表		1 号俸から 3 号俸まで
任期付研究員（二）俸給表		全ての号俸
特定任期付職員俸給表		1 号俸から 3 号俸まで

二 附則第 2 項の規定が平成 2 4 年 4 月 1 日から適用されていたとしたならば同項の規定により決定される号俸に基づき当該適用を受ける職員（同日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった職員及び俸給を支給されなかった職員を除く。）が同月分として支給されることとなる俸給、地域手当、広域異動手当及び特地勤務手当の月額合計額から、この規程による改正前の職員給与規程の規定により同月分として当該職員に支給された俸給、地域手当、広域異動手当及び特地勤務手当の月額合計額を減じた額

（その他）

7 前 5 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成 24. 5. 15 規程第 11-32 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成 2 4 年 5 月 1 6 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第18条第5号の規定は、平成24年4月16日から施行日の前日までの間において、職員が原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行った作業であって、改正後の職員給与規程第18条第5号の規定を適用したとするならば同号アに掲げる作業に該当することとなるものを行った場合についても適用する。

(その他)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成24.10.30 規程第11-33号）

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成25.3.29 規程第11-34号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25.9.30 規程第11-35号）

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成25.12.26 規程第11-36号）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26.3.31 規程第11-37号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26.12.1 規程第11-38号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成26年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定（第25条第3項、第28条第2項、第29条第2項及び附則第6項の改正部分を除く。次項において同じ。）は、平成26年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給

与の内払とみなす。

(その他)

- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成27.4.1 27-3規程第11-39号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27.10.1 27-20規程第11-40号)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成27.12.28 27-32規程第11-41号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成27年12月28日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定は、平成27年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。ただし、第25条第3項、第28条第2項、第29条第2項及び附則第6項の改正部分の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(平成28年3月31日までの間における昇給に関する特例)

- 4 平成28年3月31日までの間における職員給与規程第6条第6項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

(広域異動手当に関する特例)

- 5 適用日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する改正後の職員給与規程第14条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)



- 6 適用日前に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する改正後の職員給与規程第14条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

(単身赴任手当に関する特例)

- 7 適用日から平成28年3月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する改正後の職員給与規程第17条第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは「26,000円」と、「70,000円」とあるのは「58,000円」とする。

(寒冷地手当に関する経過措置)

- 8 適用日の前日において改正前の職員給与規程別表第8に掲げる地域(以下「旧寒冷地」という。)に所在する事務所に在勤する職員であって、適用日において改正後の職員給与規程第30条第1項に規定する支給対象職員でなくなったもの(以下「特定旧寒冷地在勤等職員」という。)が適用日の前日から基準日(同項に規定する基準日をいう。以下同じ。)の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地在勤等職員であった者及び適用日から施行日の前日までの間に新たに旧寒冷地に所在する事務所に在勤する職員となり、基準日において改正後の職員給与規程第30条第1項に規定する支給対象職員でないもの(以下「特例経過措置対象職員」という。)が当該新たに旧寒冷地に所在する事務所に在勤する職員となった日から基準日の前日までの間、引き続き特例経過措置対象職員であった者に対しては、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準日が属する期間に応じ、当該各号に定める額の寒冷地手当を支給する。

- 一 基準日の属する月が施行日が属する月(施行日が月の初日である場合は、施行日が属する月の前月)までの期間 改正後の職員給与規程別表第8に規定する4級地をその地域の区分(同規程第30条第2項に規定する地域の区分をいう。以下この項において同じ。)と、基準日における当該者の世帯等区分(同項に規定する世帯等の区分をいう。以下この項において同じ。)をその世帯等の区分とそれぞれみなして、同項の規定を適用したとしたならば算出される額
- 二 基準日の属する月が施行日が属する月の翌月(施行日が月の初日である場合は、施行日が属する月)から平成28年3月までの期間 改正後の職員給与規程別表第8に規定する4級地をその地域の区分と、基準日における基準世帯等区分(当該者の施行日の前日以降における世帯等の区分のうち、同規程第30条第2項の表の4級地の項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。)をその世帯等の区分とそれぞれみなして、同条第2項の規定を適用したとしたならば算出される額
- 三 基準日の属する月が平成28年11月から平成30年3月までの期間 前号の規定により算出される額が、次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えることとなるときは、同号により算出される額から同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額

平成28年11月から平成29年3月まで	6,000円
平成29年11月から平成30年3月まで	12,000円

9 改正後の職員給与規程第30条第4項及び第5項の規定は、前項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、同条第4項中「前2項」とあるのは「職員給与規程の一部を改正する規程（27-32規程第11-41号。以下「平成27年改正規程」という。）附則第8項」と、同条第5項中「前3項」とあるのは「平成27年改正規程附則第8項及び同附則第9項において読み替えて準用する前項」と、「第2項又は第3項」とあるのは「同附則第8項」と読み替えるものとする。

10 前2項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において旧寒冷地に所在する事務所に在勤する職員であって、改正後の職員給与規程第30条第1項に規定する支給対象職員でない者のうち、適用日の前日において旧寒冷地に所在する事務所に在勤する職員であった者であって、適用日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地に所在する事務所に在勤する職員であったもの（前2項の規定により寒冷地手当を支給される者を除く。）に対しては、職員給与規程第30条の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

11 国家公務員等であった者が、人事交流等により、適用日以降に引き続き旧寒冷地に所在する事務所に在勤する職員として採用となり、改正後の職員給与規程第30条第1項に規定する支給対象職員でない場合において、任用の事情、適用日の前日から当該職員となった日の前日までの間における勤務地等を考慮して前3項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、改正後の職員給与規程第30条の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

（その他）

12 前10項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成28.4.1 27-42規程第11-42号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28.9.29 28-20規程第11-43号）

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28.12.1 28-28規程第11-44号）

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（平成29.1.1 28-32規程第11-45号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員給与規程（以下「第1条改正後職員給与規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。ただし、第25条第3項、第28条第2項、第29条第2項、第36条及び附則第6項の改正規定並びに附則第18項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条改正後職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の職員給与規程（以下「第2条改正後職員給与規程」という。）第13条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正後職員給与規程第13条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下この条において「一般職員8級相当職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下この条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下この条において「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下この条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下この条において「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第5項中「扶養親族（一般職員9級以上相当職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職員9級以上相当職員から一般職員9級以上相当職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（一般職員9級以上相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備する

に至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職員9級以上相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは

「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」

三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」

四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第6項中「扶養親族（一般職員9級以上相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職員9級以上相当職員から一般職員9級以上相当職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職員9級以上相当職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「解雇にされた日、一般職員9級以上相当職員以外の職員から一般職員9級以上相当職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職員9級以上相当職員となった日」とあるのは「解雇にされた日」と、同条第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（一般職員9級以上相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後職員給与規程第13条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正後職員給与規程第13条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下この条において「一般職員8級相当職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第5項中「扶養親族（一般職員9級以上相当職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職員9級以上相当職員から一般職員9級以上相当職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職員9級以上相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職員9級以上相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第6項中「扶養親族（一般職員9級以上相当職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職員9級以上相当職員から一般職員9級以上相当職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職員9級以上相当職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「解雇にされた日、一般職員9級以上相当職員以外の職員から一般職員9級以上相当職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職員9級以上相当職員となった日」とあるのは「解雇にされた日」と、同条第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職員9級以上相当職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

6 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、第2条改正後職員給与規程第13条第1項ただし書並びに第7項第3号及び第5号の規定は適用せず、第2条改正後職員給与規程第13条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下この条において「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「一般職員8級相当職員」とあるのは「一般職員8级以上相当職員」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第5項中「扶養親族（一般職員9級以上相当職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職員9級以上相当職員から一般職員9級以上相当職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親

族」と、同項第1号中「場合（一般職員9級以上相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職員9級以上相当職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第6項中「扶養親族（一般職員9級以上相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職員9級以上相当職員から一般職員9級以上相当職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職員9級以上相当職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「解雇にされた日、一般職員9級以上相当職員以外の職員から一般職員9級以上相当職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職員9級以上相当職員となった日」とあるのは「解雇にされた日」と、同条第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職員9級以上相当職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「一般職員8級相当職員が一般職員8級相当職員及び一般職員9級以上相当職員」とあるのは「一般職員8級以上相当職員が一般職員8級以上相当職員」と、同項第6号中「一般職員8級相当職員及び一般職員9級以上相当職員」とあるのは「一般職員8級以上相当職員」と、「が一般職員8級相当職員」とあるのは「が一般職員8級以上相当職員」とする。

（その他）

- 7 前5項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成30.1.31 29-25規程第11-46号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成30年2月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員給与規程（以下「第1条改正後職員給与規程」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条改正後職員給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(平成30年4月1日における号俸の調整)

4 平成30年4月1日において37歳に満たない職員(同日において、職員給与規程第5条第1項第1号から第3号まで及び第8号に掲げる俸給表の適用を受ける職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び同項第4号から第7号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員を除く。)のうち、平成28年1月1日において同規程第6条第5項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して理事長が別に定める職員を除く。以下この項において「昇給抑制職員」という。)その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

5 職員就業規則第65条第1項の規定による勤務をしている職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、職員就業規則第65条第1項の規定による勤務をしている職員の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、同規則第66条の規定により読み替えられた同規則第40条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(その他)

6 第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成30.3.29 29-33規程第11-47号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30.10.1 30-17規程第11-48号)

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (平成30.11.30 30-20規程第11-49号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成30年12月1日から施行する。

2 この規程による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成31.4.1 30-32規程第11-50号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元.11.1 31-17規程第11-51号)

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則 (令和元.12.1 31-17規程第11-52号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和元年12月1日(第3項において「施行日」という。)から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(職員給与規程第25条第3項、第28条第2項及び第29条第2項の改正規定を除く。第4項において同じ。)による改正後の職員給与規程(同項において「改正後の職員給与規程」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、施行日に在職する職員及び平成31年4月1日から施行日の前日までの間に職員就業規則第12条に規定する国等への転籍を命じられて退職をした職員に適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、第1項の規定による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 5 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (令和2.3.24 31-27規程第11-53号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

- 2 施行日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程第15条の規定により支給されていた住居手当の月額が1,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含



む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(理事長が別に定める職員を除く。)に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、この規程による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)第15条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で理事長が別に定める額。第2号において「旧手当額」という。)から1,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- 一 改正後の職員給与規程第15条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
- 二 旧手当額から改正後の職員給与規程第15条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が1,000円を超えることとなる職員

(その他)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (令和2.12.1 02-15規程第11-54号)

この規程は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3.12.1 03-18規程第11-55号)

この規程は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和3.4.1 03-20規程第11-56号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4.4.1 03-26規程第11-57号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4.11.21 04-17規程第11-58号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和4年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(職員給与規程第25条第3項、第28条第2項及び第29条第2項の改正規定を除く。第4項において同じ。)による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、施行日に在籍する職員及び令和4年4月1日から施行日の前日までの間に職員就業規則第12条に規定する国等への転籍を命じられて退職をした職員に適用

する。

(給与の内払)

- 4 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 5 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (令和5.3.27 04-26規程第11-59号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5.7.3 05-7規程第11-60号)

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

附 則 (令和5.9.15 05規程第11-61号)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則 (令和5.11.30 05-16規程第11-62号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和5年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(職員給与規程第25条第2項及び第3項、第28条第2項並びに第29条第2項の改正規定を除く。第4項において同じ。)による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、施行日に在籍する職員及び令和5年4月1日から施行日の前日までの間に職員就業規則第12条に規定する国等への転籍を命じられて退職をした職員に適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 5 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定め

る。

別表第1 一般職員俸給表（第5条第1項第1号関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	241,600	276,800	301,100	329,400	372,900	418,600	469,400	533,600
2	163,200	209,700	243,400	278,400	303,300	331,700	375,500	421,100	472,500	536,600
3	164,400	211,400	245,100	280,000	305,300	333,900	378,000	423,600	475,600	539,800
4	165,500	212,900	246,700	281,600	307,300	336,000	380,400	426,100	478,700	543,000
5	166,600	214,400	248,000	283,200	309,200	338,000	382,400	428,000	481,700	546,100
6	167,700	216,200	249,800	285,000	311,000	340,100	384,900	430,100	484,800	548,500
7	168,800	217,900	251,600	286,800	312,600	342,000	387,300	432,300	487,900	551,000
8	169,900	219,600	253,200	288,600	314,200	343,900	389,800	434,500	491,000	553,500
9	170,900	221,100	254,400	290,300	315,900	345,900	392,300	436,500	493,800	555,900
10	172,300	222,600	256,100	292,300	318,100	347,900	394,900	438,600	496,900	557,800
11	173,600	224,100	257,800	294,100	320,400	350,000	397,600	440,700	499,900	559,600
12	174,900	225,600	259,400	295,900	322,400	352,000	400,200	442,700	503,000	561,500
13	176,100	227,000	260,800	297,800	324,400	353,800	402,600	444,500	505,700	563,300
14	177,600	228,500	262,400	299,400	326,500	355,900	404,900	446,400	508,100	564,800
15	179,100	230,100	263,900	300,900	328,400	357,800	407,200	448,300	510,400	566,300
16	180,700	231,600	265,400	302,300	330,400	359,800	409,500	450,200	512,800	567,600
17	181,800	233,100	266,800	303,800	332,300	361,500	411,400	452,000	515,000	569,000
18	183,200	234,900	268,200	305,900	334,400	363,500	413,300	453,800	516,500	570,200
19	184,600	236,600	269,700	307,900	336,300	365,400	415,200	455,600	518,000	571,400
20	186,000	238,300	271,200	309,800	338,200	367,300	417,100	457,400	519,400	572,600
21	187,300	239,600	272,800	311,500	340,000	369,300	418,900	459,200	520,600	573,800
22	189,600	241,400	274,300	313,400	342,000	371,200	420,700	460,700	522,100	
23	191,800	243,100	275,900	315,400	344,100	373,100	422,600	462,200	523,600	
24	194,000	244,800	277,500	317,200	346,000	375,100	424,500	463,700	525,100	
25	196,200	245,900	279,100	319,000	347,400	377,000	426,100	465,100	526,300	
26	197,900	247,600	280,800	321,000	349,400	379,000	427,600	466,400	527,400	
27	199,400	249,100	282,500	323,000	351,300	380,900	429,200	467,700	528,600	
28	200,900	250,700	284,100	325,000	353,300	382,800	430,700	468,900	529,800	
29	202,400	251,800	285,800	326,700	355,000	384,400	432,200	469,900	530,900	
30	203,800	253,100	287,300	328,800	356,900	386,200	433,500	470,600	531,800	
31	205,200	254,300	288,800	330,800	358,700	388,000	434,800	471,400	532,700	
32	206,600	255,400	290,400	332,800	360,600	389,700	436,100	472,100	533,600	
33	208,000	256,400	291,500	334,100	362,400	391,400	437,300	472,800	534,400	
34	209,300	257,400	293,100	336,100	364,200	392,800	438,600	473,600	535,300	
35	210,600	258,400	294,700	338,100	365,900	394,300	439,900	474,300	536,200	
36	211,900	259,500	296,200	340,100	367,600	395,700	441,100	475,100	536,900	
37	213,200	260,500	297,600	342,000	369,100	397,200	442,300	475,900	537,800	
38	214,400	261,700	299,300	344,000	370,400	398,400	443,100	476,600	538,700	
39	215,600	262,900	300,900	345,900	371,700	399,600	443,900	477,400	539,600	
40	216,700	264,100	302,500	347,900	373,100	400,700	444,700	478,200	540,500	
41	217,800	265,300	304,100	349,700	374,400	401,800	445,300	479,000	541,400	
42	218,900	266,500	305,700	351,600	375,300	403,000	446,000	479,700		
43	219,900	267,600	307,200	353,500	376,300	404,100	446,700	480,500		
44	220,900	268,700	308,800	355,300	377,400	405,300	447,400	481,100		

4 5	221, 800	269, 800	310, 400	356, 800	378, 200	406, 000	448, 200	481, 900
4 6	222, 700	271, 000	312, 000	358, 300	379, 100	406, 700	449, 000	
4 7	223, 600	272, 100	313, 700	359, 700	380, 000	407, 400	449, 700	
4 8	224, 500	273, 100	315, 200	361, 200	380, 800	408, 100	450, 500	
4 9	225, 400	274, 100	316, 100	362, 800	381, 700	408, 700	451, 100	
5 0	226, 300	275, 200	317, 700	363, 600	382, 500	409, 400	451, 800	
5 1	227, 200	276, 200	319, 200	364, 600	383, 300	410, 100	452, 600	
5 2	228, 100	277, 100	320, 800	365, 600	384, 000	410, 800	453, 400	
5 3	228, 900	278, 000	322, 500	366, 500	384, 700	411, 500	454, 000	
5 4	229, 800	279, 000	324, 100	367, 600	385, 400	412, 200	454, 800	
5 5	230, 700	279, 900	325, 600	368, 600	386, 100	412, 900	455, 600	
5 6	231, 500	280, 800	327, 200	369, 600	386, 800	413, 500	456, 200	
5 7	231, 800	281, 700	328, 600	370, 500	387, 300	414, 100	456, 800	
5 8	232, 600	282, 700	329, 800	371, 200	387, 900	414, 700	457, 600	
5 9	233, 300	283, 600	330, 900	371, 900	388, 600	415, 300	458, 400	
6 0	233, 900	284, 500	332, 000	372, 500	389, 300	415, 900	459, 200	
6 1	234, 500	285, 500	332, 800	373, 000	389, 700	416, 400	459, 800	
6 2	235, 200	286, 500	333, 700	373, 600	390, 400	417, 100		
6 3	235, 800	287, 500	334, 500	374, 300	391, 000	417, 700		
6 4	236, 300	288, 400	335, 300	375, 000	391, 600	418, 300		
6 5	236, 800	288, 900	336, 100	375, 300	392, 100	418, 600		
6 6	237, 300	289, 600	336, 500	376, 000	392, 700	419, 200		
6 7	237, 800	290, 400	337, 200	376, 700	393, 300	419, 900		
6 8	238, 400	291, 300	337, 900	377, 300	393, 900	420, 400		
6 9	238, 900	292, 300	338, 700	377, 700	394, 300	420, 900		
7 0	239, 400	293, 100	339, 400	378, 300	394, 900	421, 600		
7 1	239, 900	293, 900	340, 100	379, 000	395, 600	422, 300		
7 2	240, 400	294, 700	340, 700	379, 600	396, 200	422, 900		
7 3	240, 900	295, 400	341, 200	380, 000	396, 500	423, 400		
7 4	241, 400	295, 900	341, 800	380, 600	397, 200	424, 100		
7 5	241, 800	296, 400	342, 400	381, 300	397, 900	424, 800		
7 6	242, 300	296, 800	343, 000	381, 900	398, 400	425, 500		
7 7	242, 800	297, 000	343, 300	382, 300	398, 800	426, 000		
7 8	243, 300	297, 300	343, 800	382, 800	399, 500	426, 300		
7 9	243, 800	297, 500	344, 200	383, 400	400, 200	426, 600		
8 0	244, 300	297, 800	344, 600	383, 900	400, 800	426, 800		
8 1	244, 700	298, 000	345, 000	384, 400	401, 300	427, 000		
8 2	245, 200	298, 200	345, 500	385, 000	402, 000	427, 300		
8 3	245, 600	298, 500	346, 000	385, 600	402, 700	427, 600		
8 4	246, 000	298, 700	346, 500	386, 000	403, 400	427, 800		
8 5	246, 400	299, 000	346, 900	386, 600	403, 900	428, 000		
8 6	246, 800	299, 300	347, 300	387, 200	404, 200			
8 7	247, 200	299, 600	347, 800	387, 800	404, 500			
8 8	247, 600	299, 900	348, 200	388, 400	404, 700			
8 9	248, 000	300, 200	348, 500	389, 100	404, 900			
9 0	248, 500	300, 600	348, 900	389, 700	405, 200			
9 1	248, 800	301, 000	349, 400	390, 300	405, 500			
9 2	249, 100	301, 400	349, 800	390, 900	405, 700			

9 3	249, 400	301, 600	350, 000	391, 600	405, 900				
9 4		301, 900	350, 400	392, 100					
9 5		302, 200	350, 900	392, 500					
9 6		302, 600	351, 300	392, 900					
9 7		302, 800	351, 500	393, 200					
9 8		303, 100	351, 900	393, 700					
9 9		303, 500	352, 400	394, 100					
1 0 0		303, 900	352, 700	394, 500					
1 0 1		304, 100	353, 000	394, 800					
1 0 2		304, 400	353, 400						
1 0 3		304, 800	353, 800						
1 0 4		305, 100	354, 200						
1 0 5		305, 300	354, 700						
1 0 6		305, 600	355, 100						
1 0 7		306, 000	355, 500						
1 0 8		306, 300	355, 900						
1 0 9		306, 500	356, 400						
1 1 0		306, 900	356, 800						
1 1 1		307, 300	357, 200						
1 1 2		307, 600	357, 500						
1 1 3		307, 800	358, 000						
1 1 4		308, 000							
1 1 5		308, 300							
1 1 6		308, 700							
1 1 7		308, 900							
1 1 8		309, 100							
1 1 9		309, 400							
1 2 0		309, 700							
1 2 1		310, 100							
1 2 2		310, 300							
1 2 3		310, 600							
1 2 4		310, 900							
1 2 5		311, 300							

備考 1 他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

2 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で理事長が別に定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、200,700円とする。

別表第2 技術専門職員俸給表（第5条第1項第2号関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	147,100	200,200	220,300	265,100	291,100
2	148,100	201,200	221,400	266,400	292,900
3	149,100	202,200	222,300	267,500	294,500
4	150,100	203,000	223,300	268,600	296,100
5	151,200	203,700	224,400	269,300	297,800
6	152,300	205,200	225,800	270,300	299,200
7	153,400	206,600	227,000	271,200	300,400
8	154,400	207,800	228,200	272,100	301,600
9	155,300	209,200	229,600	272,700	302,800
10	156,400	209,900	231,200	273,400	304,500
11	157,500	210,700	232,700	274,300	306,300
12	158,600	211,400	234,000	275,100	307,800
13	159,500	212,700	235,200	275,900	309,100
14	160,600	213,600	236,600	276,700	310,600
15	161,800	214,600	238,000	277,600	312,100
16	162,900	215,500	239,200	278,400	313,500
17	164,000	216,500	240,100	279,100	315,000
18	165,400	217,600	240,900	280,100	316,600
19	166,700	218,500	241,600	281,000	318,200
20	167,900	219,500	242,300	281,900	319,800
21	169,000	220,200	243,100	282,800	320,800
22	170,200	221,100	244,500	283,400	322,200
23	171,400	222,000	245,900	284,100	323,500
24	172,600	222,700	247,200	284,800	324,800
25	173,700	223,600	248,400	285,400	326,000
26	175,200	224,500	249,800	286,100	327,400
27	176,700	225,500	251,100	286,900	328,800
28	178,200	226,400	252,500	287,600	330,200
29	179,600	227,400	253,400	288,500	331,700
30	181,000	228,500	254,600	289,400	333,000
31	182,500	229,600	255,800	290,200	334,300
32	184,000	230,600	256,900	291,000	335,500
33	185,400	231,100	258,000	291,700	336,500
34	187,100	232,200	259,000	292,700	337,500
35	188,800	233,300	259,900	293,600	338,600
36	190,500	234,500	260,900	294,500	339,800
37	192,200	235,000	261,900	295,100	341,000
38	193,300	236,100	262,800	295,900	342,100
39	194,700	237,200	263,600	296,700	343,300
40	195,800	238,300	264,500	297,600	344,500
41	196,800	239,000	265,500	298,200	345,500
42	198,200	240,000	266,400	299,200	346,600
43	199,400	240,900	267,300	300,200	347,700
44	200,600	241,700	268,300	301,100	348,800

4 5	202, 100	242, 600	269, 000	301, 900	349, 700
4 6	203, 100	243, 400	269, 900	302, 800	350, 800
4 7	204, 000	244, 100	270, 900	303, 700	351, 900
4 8	205, 100	244, 700	271, 800	304, 500	352, 900
4 9	206, 200	245, 400	272, 900	305, 100	354, 000
5 0	207, 200	246, 300	273, 700	305, 700	355, 000
5 1	208, 100	247, 200	274, 500	306, 400	356, 000
5 2	209, 100	248, 000	275, 200	307, 100	357, 000
5 3	210, 200	248, 900	275, 800	307, 700	357, 900
5 4	211, 200	249, 800	276, 700	308, 500	358, 800
5 5	212, 100	250, 500	277, 500	309, 200	359, 700
5 6	213, 000	251, 200	278, 300	309, 900	360, 600
5 7	213, 900	252, 000	278, 900	310, 500	361, 400
5 8	214, 500	252, 700	279, 900	311, 300	362, 300
5 9	215, 200	253, 400	280, 800	312, 000	363, 200
6 0	216, 000	254, 100	281, 700	312, 600	364, 000
6 1	216, 800	254, 700	282, 600	313, 200	364, 800
6 2	217, 300	255, 500	283, 600	313, 900	365, 700
6 3	217, 800	256, 300	284, 500	314, 600	366, 600
6 4	218, 300	256, 900	285, 400	315, 200	367, 500
6 5	218, 800	257, 600	286, 200	315, 700	368, 100
6 6	219, 400	258, 100	287, 000	316, 300	368, 700
6 7	220, 000	258, 500	287, 800	316, 900	369, 300
6 8	220, 500	258, 900	288, 600	317, 500	369, 900
6 9	220, 800	259, 600	289, 200	318, 100	370, 300
7 0	221, 100	260, 100	290, 000	318, 500	
7 1	221, 400	260, 500	290, 800	319, 000	
7 2	221, 700	260, 800	291, 500	319, 500	
7 3	221, 900	261, 100	292, 200	319, 800	
7 4	222, 300	261, 400	293, 000	320, 300	
7 5	222, 600	261, 800	293, 700	320, 800	
7 6	223, 000	262, 200	294, 500	321, 300	
7 7	223, 200	262, 500	295, 000	321, 500	
7 8	223, 700	262, 900	295, 500	321, 900	
7 9	224, 000	263, 300	295, 900	322, 300	
8 0	224, 300	263, 700	296, 300	322, 700	
8 1	224, 600	264, 000	296, 700	323, 100	
8 2	224, 900	264, 300	297, 200	323, 500	
8 3	225, 200	264, 600	297, 700	323, 900	
8 4	225, 500	264, 800	298, 200	324, 300	
8 5	225, 800	265, 000	298, 500	324, 600	
8 6	226, 100	265, 300	299, 000	325, 000	
8 7	226, 400	265, 600	299, 600	325, 400	
8 8	226, 700	265, 900	300, 100	325, 700	
8 9	227, 000	266, 100	300, 400	326, 000	
9 0	227, 400	266, 300	300, 900	326, 400	
9 1	227, 700	266, 600	301, 400	326, 700	
9 2	228, 000	266, 800	301, 800	327, 100	



9 3	228, 200	267, 100	302, 200	327, 300
9 4	228, 500	267, 400	302, 700	327, 600
9 5	228, 800	267, 800	303, 200	327, 900
9 6	229, 100	268, 100	303, 700	328, 300
9 7	229, 300	268, 300	304, 000	328, 600
9 8	229, 600	268, 600	304, 400	328, 900
9 9	229, 800	268, 800	304, 900	329, 200
1 0 0	230, 100	269, 100	305, 400	329, 500
1 0 1	230, 400	269, 400	305, 800	329, 800
1 0 2	230, 600	269, 600	306, 200	330, 100
1 0 3	230, 900	269, 900	306, 600	330, 400
1 0 4	231, 200	270, 200	307, 000	330, 600
1 0 5	231, 500	270, 400	307, 300	330, 800
1 0 6	232, 000	270, 600	307, 700	331, 100
1 0 7	232, 300	270, 900	308, 100	331, 400
1 0 8	232, 600	271, 100	308, 500	331, 600
1 0 9	232, 800	271, 400	308, 800	331, 800
1 1 0	233, 200	271, 700	309, 200	
1 1 1	233, 600	272, 000	309, 600	
1 1 2	233, 900	272, 200	310, 000	
1 1 3	234, 100	272, 400	310, 200	
1 1 4	234, 600	272, 700	310, 600	
1 1 5	235, 100	272, 900	311, 000	
1 1 6	235, 600	273, 100	311, 300	
1 1 7	235, 900	273, 400	311, 600	
1 1 8	236, 300	273, 700	312, 000	
1 1 9	236, 700	274, 000	312, 300	
1 2 0	237, 000	274, 300	312, 600	
1 2 1	237, 400	274, 500	312, 800	
1 2 2		274, 700	313, 200	
1 2 3		275, 000	313, 500	
1 2 4		275, 300	313, 800	
1 2 5		275, 500	314, 000	
1 2 6		275, 700	314, 400	
1 2 7		276, 000	314, 700	
1 2 8		276, 300	315, 000	
1 2 9		276, 500	315, 200	
1 3 0		276, 700	315, 600	
1 3 1		277, 000	316, 000	
1 3 2		277, 300	316, 400	
1 3 3		277, 500	316, 600	
1 3 4		277, 700		
1 3 5		278, 000		
1 3 6		278, 300		
1 3 7		278, 500		

備考 農場作業員、動物飼育員、自動車運転手、ボイラー技師、電話交換手等その他これに準ずる業務に従事する職員に適用する。

別表第3 研究職員俸給表（第5条第1項第3号関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	162,500	210,100	294,400	345,500	399,400	535,300
2	163,600	213,200	297,100	347,600	402,200	538,400
3	164,800	215,900	299,700	349,500	404,900	541,600
4	165,900	218,400	302,300	351,300	407,600	544,800
5	167,000	220,900	304,500	353,100	409,700	547,900
6	168,300	222,600	306,900	354,600	412,500	550,300
7	169,600	224,300	309,300	356,000	415,300	552,800
8	170,900	226,200	311,600	357,200	418,000	555,300
9	171,900	228,100	313,700	358,800	420,500	557,700
10	173,600	230,300	316,000	360,800	423,300	559,500
11	175,200	232,700	318,300	362,800	426,100	561,400
12	176,900	234,700	320,700	364,600	428,700	563,300
13	178,300	236,700	322,700	366,400	431,400	565,100
14	180,200	239,100	325,100	368,200	434,200	566,500
15	182,100	241,600	327,500	369,800	437,000	567,900
16	184,100	243,900	329,800	371,400	439,800	569,100
17	185,800	246,100	332,000	372,900	442,300	570,300
18	187,900	248,500	334,300	374,800	444,800	571,200
19	190,100	251,100	336,200	376,600	447,400	572,100
20	192,100	253,600	338,200	378,500	449,800	573,000
21	194,100	256,200	340,300	380,200	452,300	574,000
22	196,100	258,600	341,700	382,100	454,900	
23	198,100	261,100	342,900	383,900	457,500	
24	199,900	263,400	344,300	385,600	459,900	
25	201,700	265,800	346,000	387,000	462,200	
26	203,900	268,400	347,700	388,800	464,600	
27	206,000	270,900	349,600	390,700	467,200	
28	208,100	273,300	351,200	392,600	469,600	
29	210,200	275,700	352,800	394,300	472,100	
30	211,300	278,000	354,400	396,200	474,700	
31	212,600	280,200	355,900	398,200	477,300	
32	213,900	282,300	357,200	400,000	479,800	
33	215,600	284,000	358,400	401,600	482,100	
34	217,300	286,400	359,900	403,400	484,600	
35	219,100	288,600	361,200	405,000	487,100	
36	220,700	290,800	362,500	406,700	489,600	
37	222,200	292,600	363,800	408,000	492,000	
38	224,100	294,100	365,000	409,400	494,500	
39	226,000	295,600	366,200	410,800	496,900	
40	227,700	297,000	367,400	412,200	499,400	
41	229,400	298,200	368,100	413,500	501,700	
42	231,000	299,000	369,300	414,900	504,000	
43	232,700	299,700	370,500	416,400	506,200	
44	234,200	300,400	371,700	417,900	508,500	

4 5	235,900	301,100	372,800	419,100	510,300
4 6	237,500	302,000	374,000	420,500	511,900
4 7	239,200	303,000	375,200	422,100	513,500
4 8	240,700	304,000	376,400	423,600	515,000
4 9	242,200	305,000	377,400	424,900	516,700
5 0	244,100	306,000	378,700	426,400	518,200
5 1	245,900	307,000	380,000	427,800	519,600
5 2	247,600	307,900	381,200	429,300	521,100
5 3	249,000	308,900	381,900	430,700	522,300
5 4	250,800	309,800	382,900	432,100	523,500
5 5	252,600	310,600	383,900	433,500	524,700
5 6	254,300	311,500	384,700	434,900	525,900
5 7	255,600	311,900	385,500	436,000	526,900
5 8	257,000	312,600	386,200	437,300	527,900
5 9	258,100	313,500	386,900	438,700	528,900
6 0	259,400	314,200	387,600	440,000	529,900
6 1	260,300	315,000	388,200	440,800	531,000
6 2	261,400	316,000	388,900	441,700	531,900
6 3	262,500	316,900	389,700	442,700	532,800
6 4	263,500	317,800	390,500	443,600	533,500
6 5	264,400	318,700	391,200	444,500	534,400
6 6	265,300	319,600	392,000	445,400	535,300
6 7	266,200	320,500	392,700	446,200	536,200
6 8	267,200	321,400	393,400	447,100	537,100
6 9	268,100	322,300	394,000	447,700	538,100
7 0	269,100	323,400	394,700	448,500	539,000
7 1	270,300	324,400	395,400	449,400	539,900
7 2	271,400	325,400	396,100	450,300	540,800
7 3	272,600	325,900	396,800	451,000	541,800
7 4	273,800	327,000	397,400		
7 5	274,800	328,100	398,100		
7 6	275,900	329,100	398,800		
7 7	276,900	330,200	399,500		
7 8	277,900	331,200	400,100		
7 9	278,900	332,100	400,700		
8 0	279,900	333,100	401,300		
8 1	280,900	334,000	401,900		
8 2	282,000	334,800	402,600		
8 3	283,100	335,500	403,200		
8 4	284,100	336,100	403,800		
8 5	285,000	336,700	404,300		
8 6	285,900	337,200	404,900		
8 7	286,800	337,700	405,600		
8 8	287,600	338,100	406,300		
8 9	288,400	338,400	406,700		
9 0	289,500	338,900			
9 1	290,500	339,400			
9 2	291,500	339,800			

9 3	292,500	340,100			
9 4	293,400	340,500			
9 5	294,400	340,900			
9 6	295,300	341,300			
9 7	295,600	341,900			
9 8	296,500	342,400			
9 9	297,300	342,900			
1 0 0	298,200	343,400			
1 0 1	299,100	343,900			
1 0 2	299,700	344,400			
1 0 3	300,400	344,900			
1 0 4	301,100	345,400			
1 0 5	301,700	345,800			
1 0 6	302,200	346,200			
1 0 7	302,700	346,700			
1 0 8	303,100	347,200			
1 0 9	303,300	347,700			
1 1 0	303,700	348,100			
1 1 1	304,000	348,600			
1 1 2	304,200	349,000			
1 1 3	304,500	349,500			
1 1 4	304,800	349,900			
1 1 5	305,100	350,400			
1 1 6	305,400	350,800			
1 1 7	305,700	351,300			
1 1 8	306,000	351,700			
1 1 9	306,300	352,200			
1 2 0	306,600	352,600			
1 2 1	306,900	353,000			

備考 専門的科學知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員（職員就業規則第5条第1項第1号及び第2号の規定により採用された者を除く。）に適用する。

別表第4 任期付研究員（一）俸給表（第5条第1項第4号関係）

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	410,000
2	470,000
3	532,000
4	615,000
5	715,000
6	816,000
7	916,000
8	1,016,000
9	1,116,000
10	1,202,000

備考 職員就業規則第5条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員に適用する。

別表第5 任期付研究員（二）俸給表（第5条第1項第5号関係）

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	342,000
2	378,000
3	406,000
4	466,000
5	527,000

備考 職員就業規則第5条第1項第2号の規定により任期を定めて採用された職員に適用する。

別表第6 特定任期付職員俸給表（第5条第1項第6号関係）

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	387,000
2	435,000
3	486,000
4	550,000
5	627,000
6	732,000
7	856,000

備考 職員就業規則第5条第1項第3号の規定により任期を定めて採用された職員に適用する。

別表第7 指定職員俸給表（第5条第1項第7号関係）

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	530,000
2	589,000
3	652,000
4	723,000
5	779,000
6	837,000
7	916,000

備考 所長その他これに相当する職を占める職員のうち理事長が別に定める者に適用する。

別表第7の2 医療職員俸給表（第5条第1項第8号関係）

職務の級	1級	2級	3級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円
1	183,500	211,000	253,600
2	184,900	212,900	255,000
3	186,400	214,900	256,500
4	187,800	216,800	257,900
5	189,300	218,800	259,300
6	190,800	220,600	260,200
7	192,300	222,400	261,300
8	193,800	224,100	262,100
9	195,000	225,800	262,900
10	196,700	227,200	263,900
11	198,300	228,500	265,000
12	199,800	229,400	266,000
13	201,200	230,800	266,800
14	203,200	231,800	267,900
15	205,300	232,800	269,000
16	207,300	233,700	270,200
17	209,300	234,800	270,700
18	211,300	236,200	271,900
19	213,400	237,600	272,900
20	215,400	238,700	274,000
21	217,300	239,800	274,800
22	219,000	241,400	275,900
23	220,700	243,100	276,900
24	222,400	244,500	278,000
25	223,700	245,700	279,000
26	225,000	247,000	279,800
27	226,100	248,400	280,800
28	227,100	249,700	281,800
29	228,200	251,300	283,000
30	229,000	252,400	284,100
31	229,800	253,400	285,500
32	230,500	254,300	286,800
33	231,600	255,100	288,000
34	232,800	256,300	289,300
35	233,900	257,600	290,500
36	234,900	258,500	291,700
37	235,900	259,300	293,100
38	237,200	260,400	294,200
39	238,500	261,600	295,300
40	239,700	262,700	296,400
41	240,500	263,200	297,400
42	241,500	264,300	298,600
43	242,500	265,300	299,900
44	243,500	266,300	301,100

4 5	244,700	267,100	302,200
4 6	245,800	268,200	303,600
4 7	246,900	269,200	304,900
4 8	247,800	270,200	306,100
4 9	248,700	271,100	307,200
5 0	249,900	272,000	308,500
5 1	251,000	272,900	309,700
5 2	252,100	273,900	311,000
5 3	252,800	275,000	312,400
5 4	253,900	276,100	313,800
5 5	255,000	277,300	315,100
5 6	256,100	278,500	316,300
5 7	256,900	279,700	317,100
5 8	258,000	281,100	318,400
5 9	258,900	282,500	319,600
6 0	260,000	283,800	321,000
6 1	260,700	285,100	322,200
6 2	261,700	286,300	323,500
6 3	262,700	287,400	324,700
6 4	263,600	288,600	326,000
6 5	264,300	289,600	327,200
6 6	265,100	290,800	328,500
6 7	265,900	292,000	329,700
6 8	266,900	293,000	330,900
6 9	267,700	294,100	331,700
7 0	268,400	295,500	332,800
7 1	269,200	296,800	333,900
7 2	270,100	298,100	334,800
7 3	271,300	299,100	335,900
7 4	272,400	300,400	336,600
7 5	273,400	301,600	337,800
7 6	274,400	302,900	338,900
7 7	275,300	304,200	340,000
7 8	276,300	305,400	341,200
7 9	277,200	306,700	342,400
8 0	278,100	307,900	343,500
8 1	278,900	308,400	344,600
8 2	279,900	309,600	345,700
8 3	280,800	310,700	346,800
8 4	281,400	311,900	347,900
8 5	282,100	313,000	348,800
8 6	282,900	314,200	349,800
8 7	283,600	315,400	350,700
8 8	284,300	316,600	351,700
8 9	285,100	317,700	352,700
9 0	286,000	318,900	353,500
9 1	286,800	320,100	354,300
9 2	287,600	321,200	355,100



9 3	288,400	322,100	355,800
9 4	289,400	322,800	356,400
9 5	290,400	323,500	357,100
9 6	291,300	324,100	357,700
9 7	291,900	324,600	358,100
9 8	292,500	324,900	358,500
9 9	293,200	325,600	359,000
1 0 0	294,100	326,200	359,400
1 0 1	294,900	326,600	359,900
1 0 2	295,700	327,200	360,300
1 0 3	296,500	327,800	360,800
1 0 4	297,300	328,300	361,200
1 0 5	297,900	328,700	361,500
1 0 6	298,400	329,200	362,000
1 0 7	298,900	329,700	362,500
1 0 8	299,300	330,200	362,800
1 0 9	299,500	330,600	363,300
1 1 0	299,900	331,000	363,800
1 1 1	300,100	331,300	364,300
1 1 2	300,400	331,700	364,800
1 1 3	300,700	332,000	365,300
1 1 4	300,900	332,400	365,800
1 1 5	301,200	332,800	366,300
1 1 6	301,400	333,100	366,700
1 1 7	301,700	333,300	367,100
1 1 8	302,000	333,600	367,600
1 1 9	302,300	334,000	368,100
1 2 0	302,600	334,200	368,600
1 2 1	302,900	334,400	369,000
1 2 2	303,300	334,700	369,500
1 2 3	303,700	335,000	370,000
1 2 4	304,100	335,300	370,500
1 2 5	304,300	335,500	370,900
1 2 6	304,500	335,800	
1 2 7	304,900	336,200	
1 2 8	305,300	336,400	
1 2 9	305,500	336,600	
1 3 0	305,800	336,900	
1 3 1	306,200	337,300	
1 3 2	306,600	337,500	
1 3 3	306,800	337,800	
1 3 4	307,100	338,200	
1 3 5	307,500	338,600	
1 3 6	307,800	339,000	
1 3 7	308,000	339,300	
1 3 8	308,300	339,700	
1 3 9	308,700	340,100	
1 4 0	309,000	340,500	
1 4 1	309,200	340,800	

1 4 2	309,600	341,200
1 4 3	310,000	341,600
1 4 4	310,300	342,000
1 4 5	310,500	342,300
1 4 6	310,700	342,700
1 4 7	311,000	343,100
1 4 8	311,400	343,500
1 4 9	311,600	343,800
1 5 0	311,800	344,200
1 5 1	312,100	344,600
1 5 2	312,400	345,000
1 5 3	312,800	345,300
1 5 4	313,000	
1 5 5	313,200	
1 5 6	313,500	
1 5 7	313,900	
1 5 8	314,200	
1 5 9	314,500	
1 6 0	314,800	
1 6 1	315,200	
1 6 2	315,500	
1 6 3	315,800	
1 6 4	316,100	
1 6 5	316,500	
1 6 6	316,800	
1 6 7	317,100	
1 6 8	317,400	
1 6 9	317,800	

備考 看護師又は准看護師である職員に適用する。

別表第7の3 適用区分表（第11条の2第1項関係）

勤務箇所	職 員	調整数
常陸大宮研究拠点	管理本部観音台第2管理部常陸大宮調整役及び作物研究部門放射線育種場長並びに放射線照射設備等の修理、点検等の管理業務に従事することを常例とする職員	1

別表第7の4 調整基本額表（第11条の2第2項関係）

ア 一般職員俸給表

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,200円
7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,300円
10級	15,900円

イ 技術専門職員俸給表

職務の級	調整基本額
1級	6,000円
2級	7,400円
3級	8,500円
4級	8,700円
5級	9,600円

ウ 研究職員俸給表

職務の級	調整基本額
1級	8,000円
2級	9,300円
3級	10,900円
4級	11,700円
5級	14,500円
6級	15,900円

別表第8（第30条第1項、第2項及び第6項関係）

地域の区分	地 域
1級地	北海道帯広市 北海道虻田郡 北海道勇払郡 北海道河西郡
2級地	北海道札幌市 北海道美唄市 北海道北広島市
4級地	青森県 岩手県盛岡市 秋田県大仙市 群馬県吾妻郡 長野県茅野市 長野県北佐久郡